

規 程 集

令和5年12月

千葉県立保健医療大学

目 次

1 総則

千葉県立保健医療大学設置管理条例	1
千葉県立保健医療大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程	6
千葉県立保健医療大学管理規則	7

2 学則

千葉県立保健医療大学学則	10
--------------	----

3 管理運営

千葉県立保健医療大学評議会規程	41
千葉県立保健医療大学大学運営懇談会規程	42
千葉県立保健医療大学大学運営会議規程	43
千葉県立保健医療大学教授会規程	45
千葉県立保健医療大学学科等運営会議規程	47
千葉県立保健医療大学共通教育運営会議規程	49
千葉県立保健医療大学特色科目運営会規程	51
千葉県立保健医療大学健康科学部学内委員会規程	53
千葉県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程	56
千葉県立保健医療大学将来構想検討委員会規程	60
千葉県立保健医療大学総務・企画委員会規程	62
千葉県立保健医療大学広報委員会規程	64
千葉県立保健医療大学Facebookアカウント運営要領	66
千葉県立保健医療大学Facebookアカウント運用ポリシー	69
千葉県立保健医療大学Twitterアカウント運営要領	71
千葉県立保健医療大学Twitterアカウント運用ポリシー	74
千葉県立保健医療大学YouTube運営要領	76
千葉県立保健医療大学YouTubeチャンネルアカウント運用ポリシー	78
千葉県立保健医療大学衛生委員会規程	79
千葉県立保健医療大学危機管理委員会規程	81
千葉県立保健医療大学危機管理規則	83
千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント防止対策委員会規程	87
千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	89
キャンパス・ハラスメント調査委員会規則	93
キャンパス・ハラスメントの対応に関するガイドライン	94
千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント相談員マニュアル	103
千葉県立保健医療大学入試改革検討委員会規程	107
千葉県立保健医療大学入試実施委員会規程	109

千葉県立保健医療大学教務委員会規程	111
千葉県立保健医療大学F D・S D委員会規程	113
千葉県立保健医療大学学術推進企画委員会規程	115
千葉県立保健医療大学学生委員会規程	118
千葉県立保健医療大学進路支援委員会規程	120
千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会規程	122
千葉県立保健医療大学卒業研究倫理審査規程	127
千葉県立保健医療大学国際交流委員会規程	129
千葉県立保健医療大学図書委員会規程	131
千葉県立保健医療大学社会貢献委員会規程	133
千葉県立保健医療大学懲戒規程	135
千葉県立保健医療大学懲戒調査委員会設置要綱	143
千葉県立保健医療大学健康危機管理基本方針	144
千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会設置要綱	145

4 人事

千葉県立保健医療大学における教員の任期に関する規程	146
千葉県立保健医療大学学長の評価者要綱	149
千葉県立保健医療大学人事評価規程	150
千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員の再任用に関する規程	163
千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員再任審査に係る 審査項目及び審査基準等に関する要項	168
千葉県立保健医療大学学長選考規程	171
千葉県立保健医療大学学長選考規程施行細則	172
千葉県立保健医療大学学長候補者学内意向調査実施要領	177
千葉県立保健医療大学副学長選考規程	183
千葉県立保健医療大学図書館長選考規程	184
千葉県立保健医療大学健康科学部長選考規程	185
千葉県立保健医療大学健康科学部長選考規程施行細則	186
千葉県立保健医療大学健康科学部学部長予備選挙管理委員会規程	188
千葉県立保健医療大学学生部長選考規程	196
千葉県立保健医療大学学科長選考規程	197
千葉県立保健医療大学健康科学部学科長選考規程施行細則	199
千葉県立保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科専攻長選考規程	200
千葉県立保健医療大学健康科学部リハビリテーション学科専攻長選考規程施行細則	202
千葉県立保健医療大学教員選考基準	203
千葉県立保健医療大学教員選考規程	205
千葉県立保健医療大学人事委員会規程	207
千葉県立保健医療大学教員資格審査委員会規程	209

千葉県保健医療大学教員再任審査委員会規程	210
千葉県立保健医療大学教員定年規程	212
千葉県立保健医療大学名誉教授称号授与規程	213
千葉県立保健医療大学臨床教授等の称号付与に関する規程	217

5 服務

千葉県立保健医療大学の産学官連携活動等にもなう利益相反ポリシー	220
千葉県立保健医療大学利益相反管理規程	223

6 教務

千葉県立保健医療大学履修規程	229
千葉県立保健医療大学既修得単位の認定に関する規程	293
千葉県立保健医療大学看護学科編入生の既修得単位として認定する科目に関する要項	296
助産課程履修学生選考実施規程	297
助産課程履修学生選考委員会規程	298
千葉県立保健医療大学科目等履修生規程	299
千葉県立保健医療大学特別聴講学生規程	301
千葉県立保健医療大学聴講生規程	303
千葉県立保健医療大学研究生規程	305
千葉県立保健医療大学研修生規程	307
千葉県立保健医療大学転入学に関する規程	308
千葉県立保健医療大学転学科及び転専攻に関する規程	310
放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程	313
放送大学との単位互換協定に基づく修得単位の認定に関する規程施行細則	315
千葉県立保健医療大学G P A制度に関する規程	317

7 学生

千葉県立保健医療大学学生規程	319
千葉県立保健医療大学における学生等の個人情報保護方針	350
千葉県立保健医療大学(独)日本学生支援機構奨学生推薦選考事務要領	355
千葉県立保健医療大学入学料の減免及び徴収猶予の取扱いに関する規程	356
千葉県立保健医療大学入学料減免審査基準	365
千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程	367
千葉県立保健医療大学授業料減免審査基準	379
千葉県立保健医療大学における授業の公欠に関する取扱いについて	381
学校感染症による出席停止の取扱いについて	385
気象災害等により交通機関が運行されない場合の授業等の取扱いについて	391

千葉県立保健医療大学職業紹介業務運営規程	392
千葉県立保健医療大学職業紹介業務における個人情報適正管理規程	403
千葉県立保健医療大学学位規程	404
千葉県立保健医療大学における障害学生への修学支援に関する指針	407

8 研究研修

千葉県立保健医療大学学内共同研究等の取扱いに関する規程	410
千葉県立保健医療大学奨学寄附金取扱規程	427
千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱	434
千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程	441
千葉県立保健医療大学共同研究交付金交付要綱	456
千葉県立保健医療大学受託研究取扱規程	463
千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱	472
千葉県立保健医療大学紀要投稿規定	479
千葉県立保健医療大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程	484

9 施設管理

千葉県立保健医療大学施設管理規程	500
千葉県立保健医療大学図書館利用規程	509
千葉県立保健医療大学体育施設使用規程	512
千葉県立保健医療大学講堂施設使用規程	513
千葉県立保健医療大学学内情報ネットワーク管理運用規程	514
千葉県立保健医療大学情報処理施設利用規程	517
千葉県立保健医療大学進路情報施設利用規程	521
千葉県立保健医療大学防災規程	524
保健医療大学幕張キャンパス消防計画	532
保健医療大学仁戸名キャンパス消防計画	558
千葉県立保健医療大学駐車場利用規程	581
千葉県立保健医療大学歯科診療室管理規程	585
千葉県立保健医療大学防犯カメラ設置・運用基準	587

千葉県立保健医療大学設置管理条例

平成二十年十二月十九日

条例第五十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県立保健医療大学の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県は、保健医療に関する専門的かつ優れた知識及び技術を教授研究するため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条の規定による大学として、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）を千葉市に設置する。

(学部等)

第三条 大学に健康科学部（次項において「学部」という。）を置く。

2 学部に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の入学定員、編入学定員及び修業年限は、同表の入学定員の欄、編入学定員の欄及び修業年限の欄に定めるとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	修業年限
看護学科	八十人	十人	四年
栄養学科	二十五人		四年
歯科衛生学科	二十五人		四年
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	二十五人	四年
	作業療法学専攻	二十五人	

3 前項の歯科衛生学科に、学生の実習に資するため、歯科診療を行う施設を置く。

(授業料等の徴収)

第四条 大学の授業料、研修料、入学料、入学検査料及び証明書交付手数料並びに歯科診療料及び文書料の徴収については、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定（入学料及び入学検査料に係る部分に限る。）及び次項（使用料及び手数料条例別表第二中千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）に基づくものの項の次に加える改正規定（入学料及び入学検査料に係る部分に限る。）に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県立衛生短期大学設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第一号）に基づくものの項中歯科診療料の目及び文書料の目を削り、同表中千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）に基づくものの項の次に次のように加える。

千葉県立保健医療大学設置管理条例(平成二十年千葉県条例第号)に基づくもの	授業料	学生		一年につき	五十三万五千八百円
		科目等履修生		一単位につき	一万四千八百円
		特別聴講学生		一単位につき	一万四千八百円
		聴講生		一単位につき	一万四千八百円
		研究生		一月につき	二万九千七百円
	研修料			一月につき	三万六千八十円
	入学料	県内の者	学生	一回につき	二十八万二千円
			科目等履修生	一回につき	二万八千二百円
			聴講生	一回につき	二万八千二百円
			研究生	一回につき	八万四千六百円
		県外の者	学生	一回につき	四十二万三千円
			科目等履修生	一回につき	四万二千三百円
			聴講生	一回につき	四万二千三百円
			研究生	一回につき	十二万六千九百円
入学検査料	学生		一回につき	一万七千円	
	科目等履修生		一回につき	九千八百円	

	聴講生		一回につき	九千八百円
	研究生		一回につき	九千八百円
証明書交付手数料			一通につき	四百円
歯科診療料	診療報酬算定方法その他法令等に定めのある診療	消費税法第六条第一項の規定により消費税を課されないこととなる診療		健康保険医療費等
		その他		健康保険医療費等及び消費税法が適用されなかつたとした場合における診療に要した費用を勘案し、知事が定める額に百分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	その他			消費税法が適用さ

			れなかつたとした場合における診療に要した費用を勘案して知事が定める額に百分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
文書料	診断書料又は証明書料	一通につき	千六百八十円
<p>(摘要)</p> <p>一 休学し、又は学年の中途において卒業する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。</p> <p>二 休学を許可された者の授業料の額の算定については、当該休学の期間の初日の属する月の翌月分から当該休学の期間の末日の属する月の前月分までは算入しないものとする。休学の期間の初日が月の初日に当たるときの当該月分及び休学の期間の末日が月の末日に当たるときの当該月分についても、同様とする。</p> <p>三 学年の中途において卒業する者の授業料の額の算定については、当該卒業の日の属する月の当該月分を算入するものとする。</p> <p>四 県内の者とは学生にあつては入学の年の四月一日、科目等履修生、聴講生及び研究生にあつては入学の日現在において引き続き一年以上県内に住所を有している者その他知事が定める者をいい、県外の者とはその他の者をいう。</p>			

別表第三中千葉県立野田看護専門学校の授業料の項の次に次のように加える。

千葉県立保健医療大学の授業料	学生にあつては年額の二分の一の額を五月の末日まで、年額の二分の一の額を十月の末日まで、科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生にあつては全額を受講期間の初日から起算して二十日以内、研究生にあつては全額を研究に従事すべき期間の初日から起算して二十日以内
千葉県立保健医療大学の研修料	全額を研修の期間の初日から起算して二十日以内

(千葉県立衛生短期大学設置管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 千葉県立衛生短期大学設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十年千葉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「ただし」の下に「、第一条中千葉県立衛生短期大学設置管理条例第三条第二項を削る改正規定は平成二十一年四月一日から」を加え、「、平成二十三年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

千葉県立保健医療大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

平成元年四月一日

訓令第四号

(趣旨)

第一条 この訓令は、千葉県立保健医療大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、一日七時間四十五分とし、かつ、一週間につき三十八時間四十五分とする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、午後零時から午後一時までとする。

2 一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、別に定めるところにより職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）第四条第三項各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、千葉県立保健医療大学の長（以下「学長」という。）が公務の運営に支障がないと認めるときの当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後零時から午後零時四十五分までとする。

(勤務時間等の割り振り)

第四条 勤務時間等の割り振りは、学長が業務の状況に応じて月ごとに定め、あらかじめ職員に示すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成元年四月二日から施行する。

(衛生短期大学に勤務する教員の休憩時間に関する規程の廃止)

2 衛生短期大学に勤務する教員の休憩時間に関する規程（昭和五十六年千葉県訓令第三号）は、廃止する。

附 則（平成四年七月三十一日訓令第三十一号）

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日訓令第十五号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日訓令第十九号）

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日訓令第一号）

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月三十一日訓令第二十五号）

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日訓令第七号）

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

千葉県立保健医療大学管理規則

平成二十年十二月十九日
平成二十年千葉県規則第八十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県立保健医療大学設置管理条例（平成二十年千葉県条例第五十三号）第五条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 大学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 春季休業日 三月二十二日から三月三十一日まで
- 四 夏季休業日 八月一日から九月三十日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで

2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

3 第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(入学志願の手続)

第三条 大学に入学を志願する者は、学長が定める期日までに入学願書その他学長が必要と認める書類に入学検査料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第四条 学長は、前条の入学を志願する者について学長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第五条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が定める期日までに学長が定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(科目等履修生等)

第六条 学長は、大学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生又は研修生（次項において「科目等履修生等」という。）を受け入れることができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(評議会)

第七条 大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 大学の事務局の長

五 健康福祉部長

六 学識経験を有する者

3 前項第六号に規定する者は、知事が委嘱する。

(教授会)

第八条 学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前各号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(診療日及び診療時間)

第九条 千葉県立保健医療大学設置管理条例第三条第三項に規定する歯科診療を行う施設（次項において「歯科診療施設」という。）の診療日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

四 特別の事情により学長が必要と認めた日

2 歯科診療施設の診療時間は、午前九時半から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

3 前各項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び診療上必要と認められる場合には、診療日以外の日又は診療時間以外の時間であっても診療を行うことができる。

(診療手続)

第十条 診療を受けようとする者は、診療申込書（別記様式）を学長に提出し、次の各号に掲げる手続を経て診療券の交付を受けなければならない。

一 健康保険、国民健康保険その他社会保険の被保険者又はその被扶養者にあつては、所定の保険証を提示すること。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）その他の法令の適用を受ける者にあつては、当該法令の定める医療券他所定の証明書を提示すること。

三 前各号に掲げる者以外の者にあつては、その旨を告げること。

(補則)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条から第五条まで

の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の公布の日から平成二十一年三月三十一日までの間における第三条から第五条までの規定の適用については、これらの規定中「学長」とあるのは「知事」とする。

附 則 (平成二十七年三月三十一日規則第三十号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年千葉県規則第三十一号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別記様式 (第十条)

<u>診 療 申 込 書</u>	
年 月 日	
千葉県立保健医療大学長 様	
私は、貴診療室で診療を受けたいので申し込みます。	
<u>住 所</u>	
<u>電 話 ()</u>	
<u>氏 名</u>	
<u>生年月日 年 月 日</u>	
<u>(男・女)</u>	
※ 下記の保険の種類で該当するものに○をつけてください。	
1 国民健康保険	
2 社会保険 (本人・家族)	

千葉県立保健医療大学学則

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第19条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第20条～第22条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第23条・第24条）
- 第5章 入学（第25条～第33条）
- 第6章 教育課程、単位及び履修方法（第34条～第40条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第41条～第47条）
- 第8章 卒業、学位及び資格（第48条～第50条）
- 第9章 賞罰（第51条・第52条）
- 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生（第53条～第59条）
- 第11章 入学検査料、入学料、授業料等（第60条～第67条）
- 第12章 補則（第68条～第71条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)は、保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。
- 3 自己点検・評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定により、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 5 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

（学部、学科等及び学生定員）

第3条 本学に、健康科学部（以下「学部」という。）を置く。

- 2 学部に設置する学科及び専攻、入学定員、編入学定員及び編入学する年次並びに収容

定員は、次のとおりとする。

学科・専攻	入 学 定 員	編入学定員 (年次)	収 容 定 員
看護学科	80 人	10 人 (3 年次)	340 人
栄養学科	25 人		100 人
歯科衛生学科	25 人		100 人
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	25 人		100 人
作業療法学専攻	25 人		100 人
計	180 人	10 人	740 人

(学部及び学科の目的)

第4条 学部は、本学の目的を踏まえ、生涯にわたり総合的に保健医療を発展させようとする意欲及び科学的真理を追究する力を育むとともに、専門的知識、技術、実践力及び指導力を身につけ、多様な分野で他の専門職と自在に連携、協働しながら、総合的な健康づくりの推進力となる保健医療の専門職を育成し、保健医療の発展に寄与する。

2 看護学科は、学部の目的を踏まえ、看護学に係る専門的知識及び技術を身につけ、確かな看護実践能力を的確に発揮できる人材を育成する。また、看護専門職として主体的に業務に取り組む力を養うとともに、人々の健康や保健医療及び福祉の向上と看護学の発展に貢献する人材を育成する。

3 栄養学科は、学部の目的を踏まえ、生命科学を基本とし、栄養学を総合的に教授研究し、栄養学と保健医療の発展に貢献する。また、栄養学の専門的知識、技術を総合的に身につけ、健康の保持増進及び疾病予防のための栄養指導を通じて、個人、家族及び地域社会の健康づくりに貢献できる人材を育成する。

4 歯科衛生学科は、学部の目的を踏まえ、人の健康について総合的に理解の上、歯科衛生に関し、科学的な根拠に基づく専門的知識、確実な技術力とともに実践力を身につけ、地域の人々の生涯にわたる健康の維持、向上に貢献できる人材を育成するとともに、歯科衛生学の発展に寄与する。

5 リハビリテーション学科は、学部の目的を踏まえ、地域で生活する人々がその地域で高い生活の質を維持することができるように、科学的根拠に基づく専門的知識、技術及び技能とともに実践力を身につけた人材を育成する。また、リハビリテーションに係る課題解決に主体的に取り組むとともに、その発展に貢献できる人材を育成する。

(学生部)

第5条 本学に、学生部を置く。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(歯科診療室)

第7条 歯科衛生学科に、歯科診療を行う施設（以下「歯科診療室」という。）を置く。

2 歯科診療室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

(職員)

第9条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(部局長等)

第10条 学部に学部長を、学生部に学生部長を、図書館に図書館長を、歯科診療室に歯科診療室長を、事務局に事務局長を置く。

2 学部の各学科に学科長を置く。

3 リハビリテーション学科に、理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長(以下「専攻長」という。)を置く。

(学長等の職務)

第11条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、本学の教授をもって充て、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、当該学部の教授をもって充て、当該学部に関する校務をつかさどる。

4 学生部長は、本学の教授をもって充て、学生の厚生補導に関する事項をつかさどる。

5 図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館に関する事項をつかさどる。

6 歯科診療室長は、本学の教授(歯科医師)をもって充て、歯科診療室における歯科診療業務全般をつかさどる。

7 学科長は、当該学科の教授をもって充て、当該学科に関する事項をつかさどる。

8 専攻長は、当該専攻の教授をもって充て、当該専攻に関する事項をつかさどる。

9 事務局長は、事務局の事務をつかさどる。

10 第1項から第8項までに規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第12条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第13条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

(評議会)

第14条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 事務局長

(5) 千葉県健康福祉部長

(6) 学外有識者で知事が委嘱する者

3 前項第6号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 評議会は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 本学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - (2) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 本学の予算及び決算に関する事項
 - (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
 - (5) 教員の人事の方針に関する事項
 - (6) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
 - (7) その他本学の運営に関する重要事項
- 5 前各項に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）

第 15 条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部の教授をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（学内委員会）

第 16 条 本学に必要な学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（学科等運営会議等）

第 17 条 学部の各学科における教育研究活動を円滑に行うため、学科運営会議を置くことができる。

- 2 学部に、共通教育（一般教養科目、保健医療基礎科目及び医学系科目をいう。）を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、共通教育運営会議を置くことができる。
- 3 学部に、特色科目を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、特色科目運営会を置くことができる。
- 4 学科運営会議、共通教育運営会議及び特色科目運営会に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営会議）

第 18 条 本学に、適正で効率的な大学運営を図るため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営懇談会）

第 19 条 本学に、本学の運営に関する事項について意見を聴くため、大学運営懇談会を

置く。

2 大学運営懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第20条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日 3月22日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第30条の規定により入学した者にあつては4年、第31条の規定により入学し、又は第32条の規定により転学科し、若しくは転専攻した者にあつては、第33条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号、第4号及び第6号のいずれかに該当する者及び編入学、転入学又は再入学により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学志願の手続）

第27条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検査料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選考及び合格者の決定）

第28条 学長は、前条の規定により入学を志願する者に対し、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第29条 前条の決定により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

（編入学）

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学及び再入学）

第31条 学長は、本学に転入学及び再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第32条 学長は、他の学科に転学科を志願し、又は他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転学科又は転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により転学科又は転専攻を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

3 前各項に定めるもののほか、転学科又は転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(既に履修した授業科目等の取扱い)

第33条 前3条の規定により入学又は転学科若しくは転専攻を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て別に定める。

第6章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第34条 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第37条 授業科目の評価は、S、A、B、C又はFをもって表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、別に定める段階評価に適さない授業科目の評価は、P又はFをもって表し、Pを合格とすることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、

60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第38条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第41条 学生は、疾病その他やむを得ない理由のため引き続き2か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて学長に提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間等)

第42条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第24条の在学年限に算入しない。

(復学)

第43条 第41条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第45条 外国の大学、短期大学等に留学を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第48条第1項に規定する在学期間を含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第46条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第24条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第42条第1項に規定する休学期間を満了しても手続をしない者
- (3) 第42条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第48条 学長は、本学に4年（第30条から第32条までの規定により入学又は転学科若しくは転専攻した学生については、別に定める年限）以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修し、かつ、別表第2に定める単位数を修得した学生について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第49条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

学科（専攻）	学位
看護学科	学士（看護学）
栄養学科	学士（栄養学）
歯科衛生学科	学士（歯科衛生学）
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	学士（理学療法学）
作業療法学専攻	学士（作業療法学）

(資格)

- 第50条 看護学科の課程を修了した者は、保健師国家試験及び看護師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- 2 栄養学科の課程を修了した者は、栄養士の免許を受ける資格及び管理栄養士国家試験を受験する資格、並びに食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取得することができる。
 - 3 歯科衛生学科の課程を修了した者は、歯科衛生士国家試験を受験する資格を取得することができる。
 - 4 リハビリテーション学科理学療法学専攻の課程を修了した者は、理学療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
 - 5 リハビリテーション学科作業療法学専攻の課程を修了した者は、作業療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
 - 6 看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、助産師国家試験を受験する資格を取得することができる。
 - 7 栄養学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得することができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、学生として表彰に値する行為のあった者を教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生に対する第2項の退学、停学及び訓告に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生 及び外国人留学生

(科目等履修生)

第53条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修

することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第56条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

2 研修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期等)

第59条 入学の時期は、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生にあつては学期の始めとし、研究生にあつては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

2 受入れの時期は、特別聴講学生にあつては学期の始めとし、研修生にあつては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

第11章 入学検査料、入学料、授業料等

(入学検査料等の額)

第60条 入学検査料、入学料及び授業料その他の費用の額は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)の定めるところによる。

(授業料の納入)

第61条 学生の授業料は、学期ごとに、年額の2分の1に相当する額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。ただし、学長が特別な事情があると認める場合は、3回以上に分割して納入することができる。

2 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の授業料は、履修し、又は聴講する単位分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

3 研究生の授業料は、研究する期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

(研修料の納入)

第62条 研修料は、研修を受ける期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

(学年途中で卒業等をした者の授業料)

第63条 前期又は後期の途中において、卒業、退学若しくは転学した者又は除籍された者は、当該学期分の授業料を納入しなければならない。

(復学及び編入学等の場合の授業料)

第64条 前期又は後期中途において、復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の当該学期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

(休学等の場合の授業料)

第65条 学生が月の全日数を休学する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額の授業料を免除する。

2 学生が留学する場合の授業料については、別に定める。

(入学料の減免)

第66条 学長は、経済的理由により入学料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、入学料の全部又は一部の免除（以下「入学料の減免」という。）をすることができる。

2 入学料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の減免等)

第67条 学長は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第5条第3項又は第6条の規定により、授業料の分納の許可、徴収の猶予又は全部若しくは一部の免除（以下「授業料の減免等」という。）をすることができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 補則

(公開講座等)

第68条 本学は、教育研究の成果を広く地域社会に還元し、県民の教養を高め、文化の向上に寄与するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うものとする。

2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第69条 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

(福利厚生施設)

第70条 本学に、学生の福利厚生に資するため、医務室、学生相談室その他の福利厚生

施設を置く。

(委任)

第71条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 別表第1及び別表第2の対象となる者は、平成25年4月1日以降に入学した者で、この学則の施行の際現に在籍している者とする。

(経過措置)

3 この学則の施行日前に現に在籍している者で、平成25年4月1日より前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお平成24年4月1日に施行された学則による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1 (第34条)

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
健康科学部 看護学科					
特色科目	体験ゼミナール	1			
	千葉県の健康づくり	1			
	専門職間の連携活動論	1			
	社会実習 (ボランティア活動)			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2	
		哲学		2	
		文学		2	
		歴史と文化		2	
		生命倫理		2	
		宗教学		2	
		教育学		2	
		人間関係論		2	
		コミュニケーション理論と実際		2	
		健康スポーツ科学		1	
		生涯身体運動科学		1	
	生活と環境群	生活とデザイン		2	
		法学 (日本国憲法)		2	
		社会学		2	
		文化人類学		2	
		経済学		2	
		国際関係論		2	
		社会福祉学		1	
		国際的な健康課題		1	
		人権・ジェンダー		2	
		科学論		2	
		環境変化と生態		2	
		観察生物学入門		2	
		生物学		2	
		物理学		2	
	化学		2		
	情報理解群	統計学	1		
		情報リテラシー I	1		
		情報リテラシー II		1	
		情報倫理		1	
		実践統計学		1	
	外国語群	英語 I (講読)		1	
		英語 II (英会話)		1	
		英語 III (講読・記述)		1	
		英語 IV (英語コミュニケーション)		1	
		英語 V (保健医療英語)	2		
英語 VI (応用英語)			1		
英語 VII (上級英語) A			1		
英語 VII (上級英語) B		1			

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論	1			
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康			1	
		薬理学Ⅰ（総論）	1			
		薬理学Ⅱ（各論）	1			
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）	1			
		微生物学Ⅰ（総論）	1			
		微生物学Ⅱ（各論）	1			
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）	1			
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）	1			
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）	1			
		リハビリテーション概論		1		
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学		1		
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論	1			
	専門基礎科目	人体の構造と機能Ⅰ（総論、外皮・免疫系、消化器系、呼吸器系）	1			
		人体の構造と機能Ⅱ（循環器系、腎・泌尿器系、内分泌系、生殖器系）	1			
		人体の構造と機能Ⅲ（造血器系、骨・筋肉系、神経系、感覚器系）	1			
		病態学Ⅰ（内科系疾病論）	2			
病態学Ⅱ（外科系疾病論）		2				
病態学Ⅲ（高齢者・精神疾病論）		1				
臨床検査論		1				
基礎看護科目		看護学入門	1			
		看護学原論	1			
	看護倫理	1				
	看護技術論Ⅰ（生活援助技術）	2				
	看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント技術）	1				
	看護技術論Ⅲ（検査治療技術）	2				
	看護技術論Ⅳ（看護過程展開技術）	1				
	看護技術論Ⅴ（統合技術演習）	1				
	日常生活調整方法論		1			
	看護学入門実習	2				
	基礎看護学実習	2				

専門科目 実践看護科目	医療生活支援	臨床看護学概論	1			
		臨床看護学方法論Ⅰ（急性期・がん）	2			
		臨床看護学方法論Ⅱ（慢性期・終末期）	2			
		臨床看護学方法論Ⅲ（臨床看護技術演習）	1			
		ターミナルケア論		1		
		急性期看護学実習	2			
	療養生活支援	慢性期看護学実習	3			
		精神看護学概論	1			
		高齢者・在宅看護学概論	1			
		高齢者・在宅看護学方法論Ⅰ	1			
		高齢者看護学方法論Ⅱ	1			
		在宅看護学方法論Ⅱ	1			
		精神看護学方法論Ⅰ	1			
		精神看護学方法論Ⅱ	1			
		退院支援論		1		
		高齢者看護学実習	3			
		在宅看護学実習	1			
		精神看護学実習	2			
	健康生活支援	地域看護学概論	2			
		地域看護学方法論Ⅰ	1			
		地域看護学方法論Ⅱ	2			
		地域看護学方法論Ⅲ	1			
		地域看護学実習	3			
		看護政策論	1			
	育成支援	育成期看護概論	1			
		小児看護学方法論Ⅰ	1			
		小児看護学方法論Ⅱ	1			
		小児地域ケア論		1		
		母性看護学方法論Ⅰ	1			
		母性看護学方法論Ⅱ	1			
		母性看護学実習	2			
		小児看護学実習	2			
		助産学概論		1		
		助産診断・技術学Ⅰ		1		
		助産診断・技術学Ⅱ		2		
		助産診断・技術学Ⅲ		3		
		助産診断・技術学Ⅳ		2		
		助産学実習Ⅰ（産婦ケア体験）		1		
		助産学実習Ⅱ（継続支援）		2		
	助産学実習Ⅲ（産婦ケア）		3			
	発展看護科目	看護管理論	1			
		災害看護学	1			
		看護キャリア発達論	1			
看護管理実習		1				
総合実習		3				
看護研究		2				
看護学統合		1				
リーダーシップ論		1				
国際看護論			1			
家族看護論			1			

別表第1(第34条)

授業科目の名称		単位数			備考		
		必修	選択	自由			
健康科学部 栄養学科							
特色科目	体験ゼミナール	1					
	千葉県の健康づくり	1					
	専門職間の連携活動論	1					
	社会実習 (ボランティア活動)			1			
人間理解群	心理学		2				
	哲学		2				
	文学		2				
	歴史と文化		2				
	生命倫理	2					
	宗教学		2				
	教育学		2				
	人間関係論		2				
	コミュニケーション理論と実際		2				
	健康スポーツ科学		1				
	生涯身体運動科学		1				
	生活と環境群	生活とデザイン		2			
		法学 (日本国憲法)		2			
社会学			2				
文化人類学			2				
経済学			2				
国際関係論			2				
社会福祉学			1				
国際的な健康課題			1				
人権・ジェンダー			2				
科学論			2				
環境変化と生態			2				
観察生物学入門			2				
生物学			2				
物理学			2				
化学			2				
情報理解群	統計学	1					
	情報リテラシー I	1					
	情報リテラシー II		1				
	情報倫理		1				
	実践統計学		1				
外国語群	英語 I (講読)		1				
	英語 II (英会話)		1				
	英語 III (講読・記述)		1				
	英語 IV (英語コミュニケーション)		1				
	英語 V (保健医療英語)	2					
	英語 VI (応用英語)		1				
	英語 VII (上級英語) A		1				
英語 VII (上級英語) B		1					
一般教養科目	人間理解群	心理学		2			
		哲学		2			
		文学		2			
		歴史と文化		2			
		生命倫理	2				
		宗教学		2			
		教育学		2			
		人間関係論		2			
		コミュニケーション理論と実際		2			
		健康スポーツ科学		1			
		生涯身体運動科学		1			
		生活と環境群	生活とデザイン		2		
			法学 (日本国憲法)		2		
	社会学			2			
	文化人類学			2			
経済学			2				
国際関係論			2				
社会福祉学			1				
国際的な健康課題			1				
人権・ジェンダー			2				
科学論			2				
環境変化と生態			2				
観察生物学入門			2				
生物学		2					
物理学		2					
化学		2					
情報理解群	統計学	1					
	情報リテラシー I	1					
	情報リテラシー II		1				
	情報倫理		1				
	実践統計学		1				
外国語群	英語 I (講読)		1				
	英語 II (英会話)		1				
	英語 III (講読・記述)		1				
	英語 IV (英語コミュニケーション)		1				
	英語 V (保健医療英語)	2					
	英語 VI (応用英語)		1				
	英語 VII (上級英語) A		1				
英語 VII (上級英語) B		1					

別表第1(第34条)

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論			1	
		栄養学Ⅰ(基礎)			1	
		栄養学Ⅱ(応用)			1	
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ(総論)	1			
		薬理学Ⅱ(各論)	1			
		病理学Ⅰ(総論)	1			
		病理学Ⅱ(各論)	1			
		微生物学Ⅰ(総論)		1		
		微生物学Ⅱ(各論)		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
		健康と保健医療システム	健康論		1	
	公衆衛生学Ⅰ(基礎)		1			
	公衆衛生学Ⅱ(応用)		1			
	疫学・保健統計Ⅰ(基礎)		1			
	疫学・保健統計Ⅱ(応用)		1			
	リハビリテーション概論			1		
	救命・救急の理論と実際			1		
	画像診断学			1		
	保健医療福祉論Ⅰ(基礎)		1			
	保健医療福祉論Ⅱ(応用)		1			
	食育論Ⅰ(基礎)			1		
	食育論Ⅱ(応用)			1		
	健康と運動			1		
	家族社会学		1			
医療経営管理論		1				
リスクマネジメント論		1				
専門基礎科目	管理栄養士導入教育	1				
	解剖生理学Ⅰ	2				
	解剖学実験	1				
	解剖生理学Ⅱ	2				
	生理学実験	1				
	生化学	2				
	栄養生化学	2				
	生化学実験	1				
	疾病論	2				
	高齢者医療論		1			
	食品学各論	2				
	食品学実験	1				
	食品学総論	2				
	食品化学実験	1				
	理化学概論		1			
	食品衛生学	2				
	食品衛生学実験	1				
	食品加工学	1				
	食品加工学実習	1				
	食品微生物学		1			
	食事設計と調理	2				
	食事設計と調理実習	1				
	調理実習	1				
調理科学実験	1					

別表第1(第34条)

専門科目	学 基礎 栄養基礎	基礎栄養学	2			
		基礎栄養学実習	1			
	応用 栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			
		応用栄養学Ⅱ	2			
		応用栄養学Ⅲ	2			
		応用栄養学実習	1			
		スポーツ栄養学		1		
	論 栄養教育	栄養教育論Ⅰ	2			
		栄養教育論Ⅱ	2			
		栄養教育論実習	1			
		栄養教育手法論	2			
	臨床 栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学Ⅱ	2			
		臨床栄養学実習	1			
		栄養ケアマネジメント論	2			
		栄養ケアマネジメント論実習	1			
		臨床検査学	2			
		在宅栄養支援論		1		
		障害者栄養支援論		1		
	学 公衆 栄養	公衆栄養学Ⅰ	2			
		公衆栄養学Ⅱ	2			
		公衆栄養学実習	1			
		国際栄養学		1		
	管理 論 給食経営	給食経営管理論Ⅰ	2			
		給食経営管理論Ⅱ	2			
		給食経営管理実習	2			
		フードマネジメント論		1		
	習 合 演	総合演習	1			
		栄養統計学	1			
		管理栄養士特別演習		2		
研究	卒業研究	2				
臨地 実習	臨床栄養臨地実習	2				
	給食経営管理臨地実習	2				
	公衆栄養臨地実習		1			
	栄養管理臨地実習		1			
	事前指導	1				
	事後指導	1				

授業科目の名称		単位数			備考	
		必修	選択	自由		
栄養教諭に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	食生活教育論			2	
		学校栄養教育論			2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職論			2	
		教育学概論			1	
		教育心理			2	
		教育制度論			1	
		カリキュラム論			1	
		特別支援教育論			1	
	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	教育の方法と技術			2	
		道徳・総合的な学習・特別活動論			1	
		生徒指導論			1	
		教育相談			2	
	教育実践に関する科目	教職実践演習（栄養教諭）			2	
		栄養教諭教育実習：事前・事後指導			1	
		栄養教諭教育実習			2	

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
健康科学部 歯科衛生学科					
特色科目	体験ゼミナール	1			
	千葉県の健康づくり	1			
	専門職間の連携活動論	1			
	社会実習（ボランティア）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2	
		哲学		2	
		文学		2	
		歴史と文化		2	
		生命倫理	2		
		宗教学		2	
		教育学		2	
		人間関係論		2	
		コミュニケーション理論と実際		2	
		健康スポーツ科学	1		
		生涯身体運動科学		1	
	生活と環境群	生活とデザイン		2	
		法学（日本国憲法）	2		
		社会学		2	
		文化人類学		2	
		経済学		2	
		国際関係論		2	
		社会福祉学		1	
		国際的な健康課題		1	
		人権・ジェンダー		2	
		科学論		2	
		環境変化と生態		2	
		観察生物学入門		2	
		生物学	2		
		物理学		2	
	化学		2		
	情報理解群	統計学	1		
		情報リテラシーⅠ	1		
		情報リテラシーⅡ		1	
		情報倫理		1	
		実践統計学		1	
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1	
		英語Ⅱ（英会話）		1	
英語Ⅲ（講読・記述）			1		
英語Ⅳ（英語コミュニケーション）			1		
英語Ⅴ（保健医療英語）		2			
英語Ⅵ（応用英語）			1		
英語Ⅶ（上級英語）A			1		
英語Ⅶ（上級英語）B		1			

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）	1			
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）	1			
		薬理学Ⅱ（各論）	1			
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）	1			
		微生物学Ⅰ（総論）	1			
		微生物学Ⅱ（各論）	1			
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1		
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）		1		
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）		1		
		リハビリテーション概論	1			
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学		1		
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論		1		
		歯科衛生基礎	解剖学	2		
	生理学		2			
	内科学概論		1			
	高齢者医療論		1			
口腔解剖学	2					
口腔生理学	1					
口腔病理学	1					
口腔微生物学	1					
歯科薬理学	1					
歯科生化学・臨床検査法	1					
口腔衛生学	2					
歯科診断学	1					
歯科矯正学	1					
歯科材料学	1					
歯科保存学	2					
歯周治療学	1					
歯科補綴学	2					
顎口腔外科学	2					
顎口腔機能論	1					
歯科衛生基礎演習	1					

専門科目	生涯 歯科衛生	歯科衛生学概論	2			
		歯科医療安全論	1			
		チーム歯科医療論	1			
		歯科疾患予防学	1			
		発達歯科衛生学Ⅰ（小児・障害児）	2			
		発達歯科衛生学Ⅱ（成人・高齢者）	3			
		歯科衛生体験演習Ⅰ	1			
		歯科衛生体験演習Ⅱ	1			
		歯科診療補助演習	2			
		歯科予防処置演習	2			
		顎口腔機能リハビリテーション論	1			
		顎口腔機能リハビリテーション演習	1			
		在宅歯科衛生管理論Ⅰ	1			
		在宅歯科衛生管理論Ⅱ		1		
	歯科衛生 健康推進	歯科衛生アセスメント論	1			
		保健行動科学論	1			
		歯科保健指導・健康教育論	1			
		歯科保健指導演習Ⅰ	2			
		歯科保健指導演習Ⅱ	1			
		歯科衛生統計演習	1			
		地域歯科衛生学	1			
		地域歯科衛生演習	1			
		衛生行政	1			
		国際歯科衛生学		1		
		歯科医療管理論		1		
	社会保障・社会保険論	1				
	臨床・ 臨地実習	歯科診療室基礎実習	2			
		歯科診療所実習	4			
		病院実習	3			
		継続・個別支援実習Ⅰ	2			
		継続・個別支援実習Ⅱ	2			
		発達歯科衛生実習Ⅰ（小児・障害児）	2			
		発達歯科衛生実習Ⅱ（成人・高齢者）	2			
		地域歯科衛生実習	1			
歯科診療室総合実習Ⅰ		2				
歯科診療室総合実習Ⅱ	2					
研究	卒業研究	2				

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法専攻					
特色科目	体験ゼミナール	1			
	千葉県の健康づくり	1			
	専門職間の連携活動論	1			
	社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2	
		哲学		2	
		文学		2	
		歴史と文化		2	
		生命倫理		2	
		宗教学		2	
		教育学		2	
		人間関係論	2		
		コミュニケーション理論と実際	2		
		健康スポーツ科学		1	
	生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2	
		法学（日本国憲法）		2	
		社会学		2	
		文化人類学		2	
		経済学		2	
		国際関係論		2	
		社会福祉学		1	
		国際的な健康課題		1	
		人権・ジェンダー		2	
		科学論		2	
		環境変化と生態		2	
		観察生物学入門		2	
		生物学		2	
		物理学	2		
	化学		2		
	情報理解群	統計学		1	
		情報リテラシーⅠ	1		
		情報リテラシーⅡ		1	
		情報倫理	1		
	外国語群	英語Ⅰ（基礎講読）		1	
		英語Ⅱ（基礎英会話）		1	
		英語Ⅲ（講読・記述）		1	
英語Ⅳ（英会話）			1		
英語Ⅴ（保健医療英語）		2			
英語Ⅵ（応用英語）			1		
英語Ⅶ（上級英語）A			1		
英語Ⅶ（上級英語）B		1			

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）		1		
		薬理学Ⅱ（各論）		1		
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）		1		
		微生物学Ⅰ（総論）		1		
		微生物学Ⅱ（各論）		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学	1			
		健康と保健医療システム	健康論	1		
公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1					
公衆衛生学Ⅱ（応用）			1			
疫学・保健統計Ⅰ（基礎）			1			
疫学・保健統計Ⅱ（応用）			1			
リハビリテーション概論	1					
救命・救急の理論と実際	1					
画像診断学	1					
保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1					
保健医療福祉論Ⅱ（応用）			1			
食育論Ⅰ（基礎）			1			
食育論Ⅱ（応用）			1			
健康と運動			1			
家族社会学			1			
医療経営管理論			1			
リスクマネジメント論	1					
リハビリテーション専門基礎科目	人体の構造Ⅰ（筋・骨・神経系の構造）		1			
	人体の構造Ⅱ（脈管・内臓・感覚器の構造）	1				
	人体の構造実習	1				
	人体の機能Ⅰ（動物性機能）	1				
	人体の機能Ⅱ（植物性機能）	1				
	人体の機能実習	1				
	運動学Ⅰ（運動の基礎科学）	1				
	運動学Ⅱ（応用的運動科学）	1				
	運動学実習	1				
	臨床運動学	1				
	機能解剖学	1				
	人間工学		1			
	人間発達学	1				
	医学総論	1				
	内科学総論	1				
	内科学各論	1				
	神経科学総論	1				
	神経科学各論	1				
	整形外科総論	1				

	整形外科学各論	1			
	精神神経科学総論	1			
	精神神経科学各論		1		
	臨床薬理学	1			
	老年科学	1			
	小児科学	1			
	臨床医学概論	1			
	リハビリテーション医学	1			
理学療法専門基礎科目	理学療法概論	1			
	理学療法管理学	2			
	運動療法学	2			
	理学療法評価学Ⅰ	2			
	理学療法評価学演習	1			
	理学療法評価学Ⅱ（神経系）	1			
	理学療法評価学Ⅲ（統合・解釈）	1			
	理学療法評価学Ⅳ（画像評価）	1			
	日常生活活動学	2			
	日常生活活動学演習	1			
	物理療法学	1			
	物理療法学演習	1			
	義肢装具学	2			
	義肢装具学演習	1			
	理学療法研究方法論	1			
理学療法専門科目	運動器障害理学療法学	2			
	運動器障害理学療法学演習	1			
	神経系障害理学療法学	2			
	神経系障害理学療法学演習	1			
	内部障害理学療法学	2			
	内部障害理学療法学演習	1			
	老年期障害理学療法学	2			
	老年期障害理学療法学演習	1			
	発達障害理学療法学	2			
	発達障害理学療法学演習	1			
	発達障害理学療法学特論		1		
	地域理学療法学	2			
	地域理学療法学演習	1			
	理学療法技術論	1			
	生体機能計測学		1		
	理学療法応用評価学	1			
	理学療法学特論Ⅰ（運動器・神経系）		1		
	理学療法学特論Ⅱ（内部・老年期・地域）		1		
発展領域論（がん、予防、研究解析法）	2				
臨床実習	臨床体験実習	1			
	評価実習	4			
	総合実習Ⅰ	7			
	総合実習Ⅱ	7			
	地域理学療法学実習	1			
研究	卒業研究	2			

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
健康科学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻					
特色科目	体験ゼミナール	1			
	千葉県の健康づくり	1			
	専門職間の連携活動論	1			
	社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学	2		
		哲学		2	
		文学		2	
		歴史と文化		2	
		生命倫理		2	
		宗教学		2	
		教育学		2	
		人間関係論		2	
		コミュニケーション理論と実際		2	
		健康スポーツ科学		1	
		生涯身体運動科学		1	
	生活と環境群	生活とデザイン		2	
		法学（日本国憲法）		2	
		社会学		2	
		文化人類学		2	
		経済学		2	
		国際関係論		2	
		社会福祉学		1	
		国際的な健康課題		1	
		人権・ジェンダー		2	
		科学論		2	
		環境変化と生態		2	
		観察生物学入門		2	
		生物学		2	
	物理学	2			
	化学		2		
	情報理解群	統計学	1		
		情報リテラシーⅠ	1		
		情報リテラシーⅡ		1	
		情報倫理		1	
		実践統計学		1	
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1	
		英語Ⅱ（英会話）		1	
		英語Ⅲ（講読・記述）		1	
英語Ⅳ（英語コミュニケーション）			1		
英語Ⅴ（保健医療英語）		2			
英語Ⅵ（応用英語）			1		
英語Ⅶ（上級英語）A			1		
英語Ⅶ（上級英語）B		1			

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）		1		
		薬理学Ⅱ（各論）		1		
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）		1		
		微生物学Ⅰ（総論）		1		
		微生物学Ⅱ（各論）		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学	1			
	健康と保健医療システム	健康論	1			
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）		1		
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1		
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）		1		
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）		1		
		リハビリテーション概論	1			
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学	1			
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
医療経営管理論		1				
リスクマネジメント論		1				
リハビリテーション専門基礎科目	人体の構造Ⅰ（筋・骨・神経系の構造）	1				
	人体の構造Ⅱ（脈管・内臓・感覚器の構造）	1				
	人体の構造実習	1				
	体表解剖学	1				
	人体の機能Ⅰ（動物性機能）	1				
	人体の機能Ⅱ（植物性機能）	1				
	人体の機能実習	1				
	作業運動学Ⅰ（作業運動の基礎）	1				
	作業運動学Ⅱ（作業運動の応用）	1				
	作業運動学演習	1				
	作業運動学実習	1				
	作業分析学		1			
	人間工学		1			
	人間発達学	1				
	医学総論	1				
	内科学総論	1				
	内科学各論	1				
	神経内科学総論	1				
	神経内科学各論	1				
	整形外科学総論	1				
整形外科学各論	1					

専門科目		精神神経科学総論	1				
		精神神経科学各論	1				
		臨床薬理学	1				
		老年科学	1				
		小児科学	1				
		臨床医学概論	1				
		リハビリテーション医学	1				
	基礎作業療法学		作業療法概論	1			
			作業療法管理学	2			
			作業療法基礎理論		1		
			作業療法研究法	1			
			基礎作業学・演習	1			
			基礎作業学実習	1			
			作業療法ゼミナールA		1		
			作業療法ゼミナールB		1		
			作業療法ゼミナールC		1		
			作業療法ゼミナールD		1		
			作業療法ゼミナールE		1		
		作業療法ゼミナールF		1			
	実践作業療法学		作業療法評価学総論	1			
			身体作業療法評価学	1			
			身体作業療法評価学実習	1			
			身体作業療法学Ⅰ	2			
			身体作業療法学Ⅱ	2			
			身体作業療法学演習	1			
			精神作業療法評価学	1			
			精神作業療法評価学実習	1			
			精神作業療法学	2			
			精神作業療法学演習	1			
			発達期作業療法学	1			
			発達期作業療法学演習	1			
			老年期作業療法学	1			
			老年期作業療法学演習	1			
			高次神経機能作業療法学	2			
			日常生活活動学	1			
			日常生活活動学演習	1			
			義肢装具学	2			
			福祉機器論	2			
			地域社会参加支援学	1			
			地域社会参加支援学演習	1			
			地域作業療法学	2			
			作業療法総合演習		1		
		作業療法学特論A		1			
		作業療法学特論B		1			
		作業療法学特論C		1			
	作業療法学特論D		1				
	作業療法学特論E		1				
	作業療法学特論F		1				
臨床実習		臨床体験実習	1				
		評価実習Ⅰ	4				
		評価実習Ⅱ	4				
		総合実習Ⅰ	8				
		総合実習Ⅱ	8				
	地域作業療法学実習	3					
研究		卒業研究	1				

別表第2（第48条）

1 看護学科

区分	必修	選択	合計	備考
特色科目	3単位	0単位	3単位	助産課程選択の場合は、「助産学概論」及び「助産診断・技術学Ⅰ」の計2単位を選択必修とするほか、別途、「助産診断・技術学Ⅱ」、「助産診断・技術学Ⅲ」、「助産診断・技術学Ⅳ」及び「助産学実習Ⅰ（産婦ケア体験）」、「助産学実習Ⅱ（継続支援）」、「助産学実習Ⅲ（産婦ケア）」の計13単位が必要である。
一般教養科目	4単位	20単位	24単位	
保健医療基礎科目	16単位	3単位	19単位	
専門科目	77単位	3単位	80単位	
合計	100単位	26単位	126単位	

2 栄養学科

区分	必修	選択	合計	備考
特色科目	3単位	0単位	3単位	栄養教諭選択の場合は別途23単位が必要
一般教養科目	6単位	18単位	24単位	
保健医療基礎科目	10単位	4単位	14単位	
専門科目	78単位	7単位	85単位	
合計	97単位	29単位	126単位	

3 歯科衛生学科

区分	必修	選択	合計	備考
特色科目	3単位	0単位	3単位	
一般教養科目	11単位	13単位	24単位	
保健医療基礎科目	13単位	3単位	16単位	
専門科目	81単位	2単位	83単位	
合計	108単位	18単位	126単位	

4 リハビリテーション学科理学療法学専攻

区分	必修	選択	合計	備考
特色科目	3単位	0単位	3単位	
一般教養科目	10単位	14単位	24単位	
保健医療基礎科目	10単位	2単位	12単位	
専門科目	89単位	2単位	91単位	
合計	112単位	18単位	130単位	

5 リハビリテーション学科作業療法学専攻

区分	必修	選択	合計	備考
特色科目	3単位	0単位	3単位	
一般教養科目	8単位	16単位	24単位	
保健医療基礎科目	9単位	1単位	10単位	
専門科目	90単位	3単位	93単位	
合計	110単位	20単位	130単位	

千葉県立保健医療大学評議会規程

平成21年4月1日

規程 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第14条第5項の規定により、評議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 評議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第3条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 評議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第4条 学長は、必要に応じ、構成員以外の者の評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 評議会は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第6条 評議会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学大学運営懇談会規程

平成21年4月1日

規程 第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第19条第2項の規定により、大学運営懇談会（以下「懇談会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、大学の運営に関する事項について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、15名以内の委員を持って組織する。

2 委員は、本学の教職員以外の者で、保健医療教育関係者、保健医療関係者及び学識経験を有する者の中から、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長がこれを招集し、議長となる。

(議事録)

第7条 懇談会における議事について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学大学運営会議規程

平成21年4月1日

規程 第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第18条第2項の規定により、大学運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教育研究、管理運営等に関する重要事項
- (2) 学長からの諮問事項に関する事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 歯科診療室長
- (7) 学科長
- (8) 専攻長
- (9) 共通教育運営会議会長
- (10) 学内委員会教育研究社会貢献委員会群総括委員長
- (11) 学内委員会管理運営部門委員会群総括委員長
- (12) 事務局長

(会議)

第4条 運営会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理する。

3 運営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に運営会議を開催することができる。

4 学長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、運営会議を招集しなければならない。

(会議の成立及び議事)

第5条 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、運営会議が特に必要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学長は、必要に応じ構成員以外の者に運営会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 運営会議は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学教授会規程

平成21年4月1日

規程 第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第15条第5項の規定により、教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、健康科学部の教授をもって組織する。

(会議)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時に教授会を開催することができる。

4 学部長は、構成員の3分の1以上から要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(会議の成立及び議事)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に必要と認めた事項については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 学部長は、必要に応じ構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 学長及び事務局長は、教授会に出席して発言することができる。

(議事録)

第7条 教授会は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学学科等運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第17条第3項の規定により、学科運営会議及び共通教育運営会議（以下「学科等運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 学科等運営会議は、各学科及び共通教育担当教員の教育研究活動に関する事項について協議する。

(構成)

第3条 学科運営会議は、当該学科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）をもって構成する。

2 共通教育運営会議は、共通教育を担当する専任の教員をもって構成する。

(共通教育運営会議の会長)

第4条 共通教育運営会議に会長を置く。

2 会長は、学長が共通教育運営会議に所属する教授の中から、当該会議及び健康科学部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聞いて指名する。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、事故等により会長が欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 学科等運営会議は、各学科の学科長及び共通教育運営会議の会長（以下「学科長等」という。）が招集し、その議長となる。

2 学科長等に事故があるときは、学科長等があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第6条 学科等運営会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 学科等運営会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学科長等は、必要に応じ、構成員以外の者に学科等運営会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 学科長等は、必要に応じ、学科等運営会議の協議結果を学長及び教授会に報告するものとする。

(専攻運営会議)

第9条 リハビリテーション学科に、当該学科の各専攻の教育研究活動に関する事項について協議するため、各専攻に所属する教員で構成する専攻運営会議を置くことができる。

2 専攻運営会議は、各専攻の専攻長が招集し、その議長となる。

3 専攻長は、必要に応じ、専攻運営会議の協議結果を学科運営会議及び教授会に報告するものとする

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学科等運営会議及び専攻運営会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

千葉県立保健医療大学共通教育運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第17条第4項の規定に基づき、共通教育運営会議（以下「共通教育」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 共通教育は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 一般教養科目担当専任教員
- (2) 医師
- (3) 歯科医師 1名
- (4) 専門科目専任教員のうち各学科・専攻から1名
- (5) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第1号及び第2号の委員の任期は、退職まで継続する。

- 2 前項以外の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 共通教育は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一般教養科目・保健医療基礎科目・医学系科目に関する事項
- (2) 非常勤講師の選考に関する事項
- (3) 「初年次教育」に関する事項
- (4) 「高大連携」に関する事項
- (5) 放送大学および他大学との単位互換に関する事項
- (6) その他学長が付託した事項に関する事項

(委員長)

第5条 共通教育に会長を置く。

- 2 会長は、学長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、あらかじめ会長が指名した者に会長の職務を補佐・代理させることができる。

(共通教育の招集及び会長)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 共通教育は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 共通教育の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長

の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 共通教育の庶務は、事務局学生支援課で行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、共通教育の運営に関して必要な事項は、共通教育が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学特色科目運営会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、特色科目運営会（以下「会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) 特色科目の科目責任者
- (8) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特色科目の運営に関する事項
- (2) 特色科目を通じた一体的な目標の達成と科目相互の連携に関する事項
- (3) 特色科目の評価と改善に関する事項
- (4) 特色科目の目標達成に向けた学生、教員へのファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- (5) 科目責任者の推薦に関する事項

(会長)

第5条 会に会長を置く。

- 2 会長は、学長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第6条 会には、必要に応じ副会長を置くことができる。

- 2 副会長は、会長の指名による。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会の招集及び議長)

第7条 会長は、会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第10条 会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学健康科学部学内委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定により、千葉県立保健医療大学が設置する学内委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の名称は、別表のとおりとする。

- 2 各委員会の委員は、本学教員から選出するものとする。
- 3 本学運営上必要と認めるときは、別表に定める委員会以外の委員会を設置することができる。
- 4 各委員会の運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

(委員長等)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 学内委員会を別表に従い、教育研究社会貢献委員会群と管理運営部門委員会群に分類し、それぞれの群に総括委員長を置く。
- 4 各総括委員長は、学長が指名し、所掌する委員会の有機的な連携と協力を図るために連絡、調整を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会等)

第7条 委員会は必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において調査、審議した事項を学長及び大学運営会議に報告しなければならない。

- 2 教育公務員特例法第3条及び学校教育法第93条第2項、第3項の規定に関する事

項は、教授会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度の各委員会委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表（第 2 条及び第 3 条）

教育研究社会貢献委員会群	管理運営部門委員会群
<p>入試改革検討委員会</p> <p>入試実施委員会</p> <p>教務委員会</p> <p>FD・SD委員会</p> <p>学術推進企画委員会</p> <p>学生委員会</p> <p>進路支援委員会</p> <p>研究倫理審査委員会</p> <p>国際交流委員会</p> <p>図書委員会</p> <p>社会貢献委員会</p>	<p>自己点検・評価委員会</p> <p>将来構想検討委員会</p> <p>総務・企画委員会</p> <p>広報委員会</p> <p>衛生委員会</p> <p>危機管理委員会</p> <p>人事委員会</p> <p>教員再任審査委員会</p> <p>キャンパス・ハラスメント防止対策委員会</p>

千葉県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第2条第3項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学生部長
- (3) 図書館長
- (4) 歯科診療室長
- (5) 学科長
- (6) 専攻長
- (7) 共通教育運営会議会長
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (4) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関する事項
- (5) 認証評価に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の

3分の2以上の同意を必要とする。

(外部評価委員の委嘱)

第8条 委員会は、本学の教職員以外の者を外部評価委員として委嘱することができる。

2 外部評価委員に関し必要な事項は別に定める。

(専門部会)

第9条 委員会は別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び所掌事務は同表に定めるとおりとする。

2 委員会は必要に応じて、前項以外に専門部会を置くことができる。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、委員長が推薦し、委員会で承認を得られたのち、委員長が指名する。

5 部会委員は、部会長が指名する。

6 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月9日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表（第9条関係）

専門部会名	組織	任期	所掌事項
自己点検・評価実施推進部会	1 部会長 （委員長が指名） 2 部会員 （10名以内、本学教員のうち部会長が指名） 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	1 自己点検・評価の実施計画等の策定に関する事項 2 自己点検・評価の項目の設定に関する事項 3 自己点検・評価の実施に関する事項
認証評価部会	1 部会長 （委員長が指名） 2 部会員 （10名以内、本学教員のうち部会長が指名） 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	認証評価に関する事項
教育研究年報作成部会	1 部会長 （委員長が指名） 2 部会員 （10名以内、本学教員のうち部会長が指名） 3 事務局企画運営課	2年。ただし再任を妨げない。	教育研究年報に関する事項
I R 部会	1 部会長 （委員長が指名） 2 部会員 下記委員会より推薦 「総務・企画委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」、「入試改革検討委員会」、「広報委員会」、「進路支援委員会」 3 必要に応じ本学教員のうち部会長が指名	2年。ただし再任を妨げない。	自己点検・評価に関する情報収集・蓄積と分析に関する事項

	4 事務局 企画運営課 学生支援課		
--	-------------------------	--	--

千葉県立保健医療大学将来構想検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 図書館長
- (5) 歯科診療室長
- (6) 学科長
- (7) 専攻長
- (8) 共通教育運営会議会長
- (9) 学内委員会管理運営部門委員会群総括委員長
- (10) 学内委員会教育研究社会貢献委員会群総括委員長
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる大学の将来構想に関するビジョンの設定・推進・評価に関する事項を所掌する。

- (1) キャンパス統合の検討に関する事項
- (2) 大学院設置の検討に関する事項
- (3) 公立大学法人化等の検討に関する事項
- (4) 地域貢献の拠点づくりの検討に関する事項
- (5) その他大学の発展・充実のための将来構想に関する事項（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長の指名による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第9条 委員会は必要に応じ、将来計画に関する専門の事項を調査、研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

千葉県立保健医療大学総務・企画委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、総務・企画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、(2)から(7)の各号の教員は講師以上とする。

- (1) 副学長
- (2) 看護学科教員 1名
- (3) 栄養学科教員 1名
- (4) 歯科衛生学科教員 1名
- (5) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (6) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (7) 共通教育運営会議教員 1名
- (8) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学内規程に関する事項
- (2) 教育研究の予算配分・執行・決算に関する事項
- (3) 教育及び研究施設に関する事項
- (4) 他の委員会の所掌に属しない事項
- (5) その他学長が付託した事項に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学広報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 看護学科教員 2名
- (3) 栄養学科教員 2名
- (4) 歯科衛生学科教員 2名
- (5) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (6) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (7) 共通教育運営会教員 2名
- (8) 事務局学生支援課事務局職員 1名
- (9) 事務局企画運営課事務局職員 1名
- (10) ネットワーク管理者
- (11) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 印刷物を活用した広報に関する事項
- (2) ホームページなど情報・通信システムを活用した広報に関する事項
- (3) 学校案内、オープンキャンパスや学校説明会・キャンパス見学(団体)等、入試広報に関する事項（入試改革に係る予告公表を除く。）
- (4) その他大学の広報に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局学生支援課及び企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

1 目的

大学紹介、イベント等の本学の広報に関する情報を、広範かつ即時的に伝達する。

2 アカウントの取得

- ・名前は「千葉県立保健医療大学」とする。
- ・アカウント（ユーザー）名は「facebook.com/chiba.cpuhs」とする。

3 管理・運営

(1) 運営責任者

運営責任者は学長とする。

(2) 管理責任者

管理責任者は、広報委員長とする。

(3) 管理担当者

広報委員長は、適正な管理・運営のため、管理担当者を広報委員会委員から複数名指定する。

(4) 情報の発信・更新・訂正・削除

情報の発信・更新・訂正・削除は、広報委員長の責任のもと、管理担当者が行う。

(5) 閲覧状況の把握および報告

- ・管理担当者は、閲覧状況などを把握し、適時、広報委員会で報告する。
- ・掲載写真へのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行わない。また、悪意あるコメントを行う者等、必要に応じてユーザーをブロックすることとする。
- ・外部からの問い合わせについては管理担当者が対応し、対応した内容は少なくとも1年間保管することとする。

4 発信に対する基本的な考え方

(1) 発信内容

千葉県立保健医療大学の広報に資する内容

(2) 発信を行うことができる者

管理担当者

(3) 発信

情報は正確で客観的な情報に基づき、簡潔明瞭な表現を使用する。

(4) 発信時の注意事項

- ・一度発信したものは、回収できないことを念頭に、慎重な発信を心がける。
- ・発信する情報の要望がある教職員は、文字数など Facebook で発信できる形

態に整え、別紙様式にて学科の広報委員へ提出する。

- ・広報委員長は、広報委員会の回議により、発信の可否を判断し、管理担当者に発信作業を依頼する。
- ・説明文等は、なるべく簡潔にし、客観的な表現とする。
- ・掲載する写真や動画等は著作権や肖像権等を侵害しないように、事前に承諾を得る。
- ・上記の規定にかかわらず、災害や交通遮断等により即時に発信する必要がある場合には、学長の判断により発信することができる。

(5) 誤情報発信後の処理

・即座に削除し、正しい情報を発信する。ただし、発信後ある程度の経過時間がある場合には、謝罪および訂正を行い、改めて正しい情報を発信する。

(6) 関係法規

管理・運営にあたっては、千葉県情報セキュリティ基本方針および千葉県情報セキュリティ対策基準、その他関係法規に従う。

(7) 緊急時の対応

システム障害及び情報セキュリティ事故等の発生時において、発見者は管理担当者に通報する。管理担当者は広報委員長に報告し、その指示を受けて対応する。(併せて管理担当者は情報システム課に通報する。)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

Facebook での情報発信について		
1. 確認事項 (全てに チェック があれば 発信)	(1) 保健医療大学の広報に資する内容か。 (大学の施設、環境、教育研究、大学行事に関する内容か。)	
	(2) 守秘義務情報ではないか。 (公開して問題ない情報か)	
	(3) 情報は客観的か。 (個人的な意見は発信しない)	
	(4) 写真等掲載する場合、許可は得ているか。 (著作権やプライバシーの問題はないか)	
	(5) 公序良俗に反する情報、特定の個人・団体への誹謗中傷、差別的な内容、卑猥な内容はないか。	
	(6) 教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報はないか。	
	(7) 文字数、画像や動画ファイルは、Facebookで発信できる形態か。	
2. タイトル		
3. 説明文等		

*画像や動画のファイルはメールに添付する。

千葉県立保健医療大学 Facebook アカウント運用ポリシー

令和4年4月1日制定

1 情報発信の目的

大学紹介、イベント等の本学の広報に関する情報を、広範かつ即時的に伝達する。

2 情報発信の内容

各種行事及びイベント情報、オープンキャンパス情報、入学試験情報、学生生活情報等

3 名称及びURL

- (1) サービス名：Facebook
- (2) アカウント名称：千葉県立保健医療大学
- (3) Facebook アカウントURL：facebook.com/chiba.cpuhs

4 運営責任者

保健医療大学長

電話：043-296-2000

〒261-0014

千葉市美浜区若葉2-10-1

5 管理担当

千葉県立保健医療大学広報委員会

6 利用方法

- (1) 利用者は閲覧、シェアを自由にすることができます。
- (2) 本アカウントへのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行いません。また、必要に応じてユーザーをブロックする場合があります。なお、本アカウントの内容に関する御意見・御質問は電話（事務局：043-296-2000）又はメール（hoidaikoho@mz.pref.chiba.lg.jp）を御利用ください。
- (3) ユーザーから本学が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された写真を当アカウントで引用し、再投稿することがあります。
- (4) ユーザーから本学が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された内容については、本アカウントでは管理責任を一切負いません。

7 注意事項

以下に該当する場合には、コメント等を予告なく削除することがあります。

- (1) 法令、公序良俗に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 当該ページの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- (3) 千葉県若しくは第三者に損害又は不利益を与えるもの
- (4) 千葉県若しくは第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似するもの
- (6) Facebook 利用規約に反する内容
- (7) 明らかにスパムであると判断されるもの
- (8) 運営責任者及び管理責任者を含む第三者になりすます行為
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 虚偽又は事実と異なるもの
- (11) その他、管理責任者が不適切と判断するもの

8 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、千葉県又は原作者に帰属します。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」その他著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9 免責事項

本アカウントにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用しなかったことにより被った被害について一切責任を負いません。

また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は変更が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合があります。

10 その他

本運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

11 適用

この運用方針は令和4年4月1日から適用します。

千葉県立保健医療大学 Twitter アカウント運営要領

令和4年4月1日制定

1 目的

大学紹介、イベント等の本学の広報に関する情報を、広範かつ即時的に伝達する。

2 アカウントの取得

- ・名前は「千葉県立保健医療大学」とする。
- ・アカウント（ユーザー）名は「@cpuhs」とする。

3 管理・運営

(1) 運営責任者

運営責任者は学長とする。

(2) 管理責任者

管理責任者は、広報委員長とする。

(3) 管理担当者

広報委員長は、適正な管理・運営のため、管理担当者を広報委員会委員から複数名指定する。

(4) 情報の発信・更新・訂正・削除

情報の発信・更新・訂正・削除は、広報委員長の責任のもと、管理担当者が行う。

(5) 閲覧状況の把握および報告

- ・管理担当者は、閲覧状況などを把握し、適時、広報委員会で報告する。
- ・掲載写真へのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行わない。また、悪意あるコメントを行う者等、必要に応じてユーザーをブロックすることとする。
- ・外部からの問い合わせについては管理担当者が対応し、対応した内容は少なくとも1年間保管することとする。

4 発信に対する基本的な考え方

(1) 発信内容

千葉県立保健医療大学の広報に資する内容

(2) 発信を行うことができる者

管理担当者

(3) 発信

情報は正確で客観的な情報に基づき、簡潔明瞭な表現を使用する。

(4) 発信時の注意事項

- ・一度発信したものは、回収できないことを念頭に、慎重な発信を心がける。
- ・発信する情報の要望がある教職員は、文字数など Twitter で発信できる形態

に整え、別紙様式にて学科の広報委員へ提出する。

- ・ 広報委員長が、広報委員会の回議により、発信の可否を判断し、管理担当者に発信作業を依頼する。
- ・ 説明文等は、なるべく簡潔にし、客観的な表現とする。
- ・ 掲載する写真や動画等は著作権や肖像権等を侵害しないように、事前に承諾を得る。
- ・ 上記の規定にかかわらず、災害や交通遮断等により即時に発信する必要がある場合には、学長の判断により発信することができる。

(5) 誤情報発信後の処理

- ・ 即座に削除し、正しい情報を発信する。ただし、発信後ある程度の経過時間がある場合には、謝罪および訂正を行い、改めて正しい情報を発信する。

(6) 関係法規

管理・運営にあたっては、千葉県情報セキュリティ基本方針および千葉県情報セキュリティ対策基準、その他関係法規に従う。

(7) 緊急時の対応

システム障害及び情報セキュリティ事故等の発生時において、発見者は管理担当者に通報する。管理担当者は広報委員長に報告し、その指示を受けて対応する。(併せて管理担当者は情報システム課に通報する。)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

Twitter での情報発信について		
1. 確認事項 (全てに チェック があれば 発信)	(1) 保健医療大学の広報に資する内容か。 (大学の施設、環境、教育研究、大学行事に 関する内容か。)	
	(2) 守秘義務情報ではないか。 (公開して問題ない情報か)	
	(3) 情報は客観的か。 (個人的な意見は発信しない)	
	(4) 写真等掲載する場合、許可は得ているか。 (著作権やプライバシーの問題はないか)	
	(5) 公序良俗に反する情報、特定の個人・団体へ の誹謗中傷、差別的な内容、卑猥な内容はない か。	
	(6) 教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的 とする情報はないか。	
	(7) 文字数、画像や動画ファイルは、Twitter で 発信できる形態か。	
2. タイトル		
3. 説明文等		

*画像や動画のファイルはメールに添付する。

千葉県立保健医療大学 Twitter アカウント運用ポリシー

令和4年4月1日制定

- 1 情報発信の目的
大学紹介、イベント等の本学の広報に関する情報を、広範かつ即時的に伝達する。
- 2 情報発信の内容
各種行事及びイベント情報、オープンキャンパス情報、入学試験情報、学生生活情報等
- 3 名称及びURL
(1) サービス名：twitter
(2) アカウント名称：千葉県立保健医療大学 @cpuhs
(3) twitter アカウントURL：https://twitter.com/cpuhs
- 4 運営責任者
保健医療大学長
電話：043-296-2000
〒261-0014
千葉市美浜区若葉2-10-1
- 5 管理担当
千葉県立保健医療大学広報委員会
- 6 利用方法
(1) 利用者は閲覧、シェアを自由にすることができます。
(2) 本アカウントへのコメント、メッセージ等への個別の対応は原則行いません。また、必要に応じてユーザーをブロックする場合があります。
なお、本アカウントの内容に関する御意見・御質問は電話（事務局：043-296-2000）又はメール（hoidaikoho@mz.pref.chiba.lg.jp）を御利用ください。
(3) ユーザーから本学が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された写真を当アカウントで引用し、再投稿することがあります。
(4) ユーザーから本学が定める特定のハッシュタグを設定して投稿された内容については、本アカウントでは管理責任を一切負いません。
- 7 注意事項

以下に該当する場合には、コメント等を予告なく削除することがあります。

- (1) 法令、公序良俗に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 当該ページの掲載内容に対して著しく乖離するもの
- (3) 千葉県若しくは第三者に損害又は不利益を与えるもの
- (4) 千葉県若しくは第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似するもの
- (6) Twitter 利用規約に反する内容
- (7) 明らかにスパムであると判断されるもの
- (8) 運営責任者及び管理責任者を含む第三者になりすます行為
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 虚偽又は事実と異なるもの
- (11) その他、管理責任者が不適切と判断するもの

8 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、千葉県又は原作者に帰属します。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」その他著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

9 免責事項

本アカウントにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用しなかったことにより被った被害について一切責任を負いません。

また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は変更が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合があります。

10 その他

本運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。

11 適用

この運用方針は令和4年4月1日から適用します。

千葉県立保健医療大学 YouTube 運営要領

令和2(2020)年6月5日制定

令和4(2022)年4月1日改定

1. 情報発信の目的

千葉県立保健医療大学の広報に関する情報を発信する。

2. アカウントの取得

- ・広報委員会で管理・運用するアドレス `cpuhs.public.information@gmail.com` により取得
- ・アカウント名:千葉県立保健医療大学

3. 管理・運営

(1) 運営責任者

・運営責任者は、学長とする。

(2) 管理責任者

・管理責任者は、広報委員長とする。

(3) 管理担当者

・広報委員長は、適正な管理・運営のため、管理担当者を広報委員会委員から複数名指定する。

(4) 情報の発信・更新・訂正・削除

・情報の発信・更新・訂正・削除は、学内決裁を受け、管理担当者が行う。

(5) 閲覧状況の把握および報告

・管理担当者は、閲覧状況などを把握し、適宜、広報委員会で報告する。

4. 発信に対する基本的な考え方

(1) 発信内容

・千葉県立保健医療大学の広報に資する内容

(2) 発信を行うことができる者

・管理担当者

(3) 発信

・動画は正確で客観的な情報に基づき、簡潔明瞭な表現を使用する。

(4) 発信時の注意事項

・一度発信したものは、回収できないことを念頭に、慎重な発信を心がける。

・発信内容に不適切な表現がある場合には、管理担当者が広報委員会の審議を経て削除する。

(5) 誤情報発信後の処理

・即座に削除し、正しい情報を発信する。ただし、発信後ある程度の経過時間がある場合には、謝罪及び訂正を行い、改めて正しい情報を発信する。

(6) その他

・チャンネルの管理・運営にあたっては、千葉県情報セキュリティ基本方針および千葉県情報セキュリティ対策基準、個人情報取り扱い基準、その他関係法規に従う。

5. 禁止事項

以下の内容など、公立大学が発信するにふさわしくない情報の発信は行わない。

- ・公序良俗に反する事
- ・政治的、宗教的発言
- ・特定企業の商品、会社などに関する商業的行為

6. 緊急時の対応

・システム障害および情報セキュリティ事故等の不測の事態が生じた場合、発見者は速やかに広報委員長に通報する。広報委員長は学長に報告し、指示を受けて迅速に対応する。

7. 外部からの問い合わせ

- ・外部からの問い合わせについては、管理担当者が広報委員長と相談の上、対応する。
- ・対応した内容は広報委員会で報告する。

8. その他

- (1) 運営に関する権限は、学長の承認を受ける必要がある場合を除き、広報委員長が有する。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、学長と協議して決定する。

附則

この要領は、令和 2(2020)年 6 月 5 日から施行する

この要領は、令和 4(2022)年 4 月 1 日から適用します。

1. 情報発信の目的

千葉県立保健医療大学に関する情報を発信する。

2. 情報発信の内容

千葉県立保健医療大学に関する動画

3. 名称及び URL

(1) サービス名 : YouTube

(2) google アカウント名 : cpuhs.public.information

(3) YouTube チャンネル名 : 千葉県立保健医療大学

4. 管理者

千葉県立保健医療大学広報委員会

電話: 043-296-2000(代表)

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉二丁目 10 番 1 号

5. 管理担当

千葉県立保健医療大学 広報委員会

6. 利用方法

(1) 利用者は閲覧、シェアは自由です。

(2) YouTube 上でのコメントはできません。

(3) 問い合わせ先: hoidaikoho@mz.pref.chiba.lg.jp

7. 知的財産権

本ページに掲載している個々の情報に関する知的財産権は、千葉県立保健医療大学に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」その他著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8. 免責事項

本ページにおいて提供する情報の正確さについては万全を期しますが、利用者が本ページを利用したこと、または利用しなかったことにより被った被害について一切責任を負いません。また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、または変更が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合があります。

9. その他

本運用ポリシーは予告なく変更することがあります。

10. 適用

この運用方針は令和 2(2020)年 6 月 5 日から適用します。

この運用方針は令和 4(2022)年 4 月 1 日から適用します。

千葉県立保健医療大学衛生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定及び千葉県職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員7名以内をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者（学長）
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 教職員で衛生に関し経験を有するもののうちから、総括安全衛生管理者（学長）が指名する者
- (5) 労働安全衛生法（以下「法」という。）第18条第4項において準用する法第17条第4項の規定による推薦に基づいて、総括安全衛生管理者（学長）が指名する者
- (6) その他総括安全衛生管理者（学長）が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関する事項
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関する事項
- (3) 公務災害の原因及び再発防止策で衛生に関する事項
- (4) その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、総括安全衛生管理者（学長）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学危機管理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項及び千葉県立保健医療大学危機管理規則第5条第2項の規定に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「危機」及び「危機管理」とは、それぞれ千葉県立保健医療大学危機管理規則第2条第2項及び第3項に規定するものをいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学の危機管理に関する重要な事項
- (2) 危機管理マニュアルの作成・見直し及び周知に関する事項
- (3) 情報システムに関する以下の業務に関する事項
 - ① 学内情報システム（情報ネットワークシステム、教務・入試システム、図書館システム）の運用・管理
 - ② 学生及び教員の情報システム活用の支援
 - ③ 情報セキュリティ対策

(危機管理委員会への報告)

第4条 他の委員会において審議された危機管理に関連する重要な事項については、適宜委員会に報告するものとする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 看護学科教員 2名
- (3) 栄養学科教員 2名
- (4) 歯科衛生学科教員 2名
- (5) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名
- (6) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名
- (7) 共通教育運営会議教員 2名
- (8) ネットワーク管理者
- (9) 学生部長
- (10) 事務局企画運営課職員 1名
- (11) その他学長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学危機管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及びその他の基本事項を定めることにより、本学の学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、法令等及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生及び教職員等 本学の学生、教員、職員、並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
- (2) 危機 自然災害・感染症の蔓延・火災・テロその他により、学生及び教職員等の生命・身体又は財産、若しくは本学の組織・名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局等 学部、各学科・専攻、附属図書館、及び事務局をいう。
- (5) 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 副学長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たる。

(学長の代理者)

第4条 学長が外国出張等により不在の場合及び学長に事故がある場合は、副学長が、前条第

1 項に規定する業務を代理する。

第2章 平常時における危機管理

(危機管理委員会)

第5条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、千葉県立保健医療大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局等の長の危機管理業務)

第6条 部局等の長は、当該部局等における危機管理に係る次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 情報の収集及び分析並びに対応策の検討に関すること。
- (2) 緊急時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
- (3) 緊急時の情報伝達方法の整備に関すること。
- (4) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
- (5) 教職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
- (6) 教職員及び学生等の危機管理意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施に関すること。
- (7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

第3章 緊急時における危機管理

(危機に関する通報等)

第7条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第8条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとし、事務局に置くことができない場合は、状況に応じて他の部局等に設置するものとする。

3 対策本部の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長は、副学長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、本部長が指名する部局等の長及び教職員をもって充てる。

(4) 本部員には、必要に応じて関係する者を加えることができる。

4 対策本部の事務は、企画運営課が主管し、事務局から関係する者を指名し参画させる。

5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、教職員に周知しておくものとする。

6 対策本部は、本部長による危機の終息宣言をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機に対処しなければならない。

2 学生及び教職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機に対処するために緊急性の高い場合に限り、評議会・大学運営会議・教授会等（以下「評議会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に評議会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第10条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。

(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。

(3) 危機に係る教職員及び学生等への情報提供に関すること。

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。

(6) 部局等の危機対策本部との連携に関すること。

(7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局等における危機対策本部)

第11条 部局等の長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると判断する場合は、当該部局等に危機対策本部（以下「部局本部」という。）を設置するものとする。

2 部局本部を設置したときは、当該部局等の長は、遅滞なく学長に報告するとともに、その内容、対策方針及び対策状況等について、随時、学長に報告するものとする。この場合において、学長は、当該危機が複数の部局等に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対応することができる。

3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

- 4 部局本部の組織及び業務並びに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局等の長があらかじめ定めるとともに、部局等の教職員に周知しておくものとする。
- 5 部局本部は、部局等の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント防止対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項及びキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程第6条第2項の規定に基づき、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止に関する基本方針の策定に関する事項
- (2) キャンパス・ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関する事項
- (3) キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談に関する事項
- (4) その他学長が付託した事項に関する事項
- (5) その他キャンパス・ハラスメント防止に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置（以下「キャンパス・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「キャンパス・ハラスメント」とは、本学の学内又は学外において、本学の教職員、学生等、監督者及び関係者（以下「教職員学生等」という。）が、他の教職員学生等に、次に掲げるハラスメントにより、就労又は就学の環境を悪化させること並びにその対応によって不利益を被らせることをいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 教職員学生等が、相手方の意思に反する性的言動により、他の教職員学生等を不快にさせる行為をいう。
- (2) アカデミック・ハラスメント 教職員が、教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づく不適切な言動により、他の教職員学生等に就労上若しくは修学上の障害を生じさせる行為をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 教職員が、他の教職員学生等に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- (4) 妊娠、出産又は育児休業等に関するハラスメント 教職員学生等が、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、他の教職員学生等に対して、就労上又は修学上の障害を生じさせる行為をいう（業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就労上又は修学上の必要性に基づく言動によるものを除く。）。
- (5) その他のハラスメント 教職員学生等が、相手の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員学生等の人権を侵害する行為をいう。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 本学に就労する教員、事務職員（非常勤の者を含む。）をいう。
- (2) 学生等 本学に修学する学生、科目等履修生、研究生等をいう。
- (3) 監督者 教職員を監督する立場にある者（他の職員を事実上監督していると認められる地位にある者を含む。）をいう。
- (4) 関係者 学生等の保護者、関係業者及び各種実習先等で修学上あるいは職務上の関係を

有する者等をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置を統括し、キャンパス・ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(監督者の責務)

第4条 監督者は、就労及び就学にふさわしい環境を確保するため、日常の執務を通じた指導を行い、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除するとともに、キャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員学生等の責務)

第5条 教職員学生等は、キャンパス・ハラスメントをしてはならない。

(防止対策委員会)

第6条 キャンパス・ハラスメントの防止等を図るため、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

2 防止対策委員会の組織、運営に関しては別に定める。

(苦情相談への対応)

第7条 教職員学生等からなされたキャンパス・ハラスメントに関する苦情相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、苦情相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を置き、相談員が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

2 前項の苦情相談には、キャンパス・ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のものを含む。

(1) 他の者がキャンパス・ハラスメントをされているのを見て不快に感じる教職員学生等からの申出

(2) 他の者がキャンパス・ハラスメントをしている旨の指摘を受けた教職員学生等からの相談

(3) キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談を受けた監督者からの相談

(相談員の構成)

第8条 相談員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 看護学科教員 3名

(2) 栄養学科教員 2名

(3) 歯科衛生学科教員 2名

(4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名

(5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名

(6) 事務局職員 1名

(7) その他学長が必要と認めた者 男女各1名

2 前項(1)から(6)までに掲げる相談員は学長が指名する。

3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員は、苦情相談があった場合、相談者の立場と状況に十分留意し、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、相談者が防止対策委員会への申し立てを望む場合は、申し立ての内容及び希望する措置を確認のうえ、本人の同意を得て防止対策委員会に文書で報告しなければならない。

5 相談員は、苦情相談があった場合、相談の傾向及び件数の把握のため、前項とは別に、個人情報を除いた相談概要を、防止対策委員会に報告しなければならない。

6 相談員は、原則として二人体制で対応するものとする。(調査委員会)

第9条 防止対策委員会は、前条第4項の報告を受けた場合、キャンパス・ハラスメントの事実関係調査のため、必要があると認める場合はキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会の組織、運営に関しては、別に定める。(キャンパス・ハラスメントに対する措置)

第10条 防止対策委員会は、調査委員会の報告に基づきキャンパス・ハラスメントの事実関係があり、処分及び改善策が必要であると認められた場合は、その内容を学長に報告するものとする。

2 学長は、防止対策委員会からの報告に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(プライバシー等の保護)

第11条 防止対策委員会委員、相談員及び調査委員会委員は、キャンパス・ハラスメントの対応に当たっては、当事者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その責務を離れた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 教職員学生等は、キャンパス・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他正当な対応をした教職員学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

キャンパス・ハラスメント調査委員会規則

(設置)

第1条 千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程第9条に基づき、必要があると認める場合は、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。（任務）

第2条 調査委員会は次の各号を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する当事者および関係者からの事情聴取、事実関係の調査
- (2) 上記の内容に関する調査報告書の作成
- (3) 調査報告書は、委員会設置の日から3か月以内に、防止対策委員会及び学長に提出するものとする。

(プライバシーの配慮)

第3条 調査委員会は、防止対策委員会から要請された事案への対応に際して、当事者および関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(組織)

第4条 調査委員会は、防止対策委員会が推薦する者のうちから、防止対策委員会委員長が指名する教職員をもって組織する。委員の数は若干名とする。調査委員会に学外の有識者を加えることができる。

- (1) 調査委員会は、防止対策委員会委員長の承認を得て、委員以外の協力を求めることができる。
- (2) 調査委員会の構成は、男性・女性の比率を十分勘案したものとする。
- (3) 調査委員会は、委員の互選により調査委員会委員長を選出する。
- (4) 防止対策委員会が、調査委員会がその任務を終えたものと判断したとき、調査委員会は解散する。（記録の保管）

第5条 調査委員会は、調査委員会の任務を通じて得られたキャンパス・ハラスメントの事案に関する情報を記録し、保管しなければならない。

2 記録の保管部署は企画運営課とする。保管期間は長期とする。

附 則

この規則は、平成22年9月6日より施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月27日より施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

キャンパス・ハラスメントの対応に関するガイドライン (千葉県立保健医療大学)

1. ガイドラインの目的

千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）においては、日本国憲法および基本的人権に関する諸法令の精神に基づき、「千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」（平成22年4月2日施行）（以下「規程」という。）を設け、キャンパス・ハラスメントのない環境の確保を目指しています。このガイドラインでは、様々なキャンパス・ハラスメントについて詳しく解説し、これが発生した場合に適宜相談できる体制と、その後の調査・措置に至る手続き等を示しています。

2. キャンパス・ハラスメントとは何か

キャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）とは、学内または学外の教育・研究活動の場における、いわゆるいじめ、嫌がらせなど様々な妨害、権利の侵害、差別待遇など、教育・研究環境を悪化させることを言います。

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、または脅威を与えることを指します。相手がどのように感じるかは個人によって異なるので、この点を十分認識して各自が行動しましょう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

本学の教職員、学生等、監督者及び関係者（以下「教職員学生等」という。）が他の教職員学生等を不快にさせる性的な言動のことです。相手方の意に反した性的な言動を意味し、それによって、相手方を不快感、脅威、屈辱感あるいは不利益を与えて、教育・研究の環境を悪化させる言動です。従来見すごされていた性差別的な言動であっても同様に考えられるものです。

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員が、他の教職員学生等に教育・研究上の権力関係または上下関係等に基づき行う、嫌がらせまたは不適切な言動のことです。

教育・研究上の指導的立場にある者がその立場を利用して、態度・言葉・処遇等により、教員・助手・学生等に対して、教育・研究上のハラスメントを行い、教育・研究生活に拒絶しがたい理不尽な支障をきたす事態をいいます。上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

(3) パワー・ハラスメント

職場において優位な地位や立場にある者が行う不適切な言動・指導のことで、就労意欲、就労環境を悪化させることです。本人が意識する、しないにかかわらず、地位及び職務上の権限を背景に、部下などの人権を侵害する発言・行動で精神的な苦痛を与えることを指します。

(4) 妊娠、出産又は育児休業等に関するハラスメント

教職員学生等が、他の教職員学生等に対して、妊娠若しくは出産に関する言動又は妊娠、出産、育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、就労上又は修学上の障害を生じさせる行為をいいます。

ただし、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、就労上又は修学上の必要性に基づく言動によるものは、ハラスメントの対象にはなりません。

(5) その他のハラスメント

教職員学生等が、相手の意に反する不当な要求や圧力等によって、他の教職員学生等の人権を侵害する言動のことです。

3. キャンパス・ハラスメントを根絶するために

ハラスメントを根絶するためには、本学のすべての教職員学生等は、仕事上の上司一部下あるいは教育上の教員－学生などいかなる関係にあっても、普段から次の心構えをもつことが重要です。

- (1) 互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという認識をもつこと。
- (3) 偏見をなくし、一人ひとりの個性を認め合うこと。
- (4) 相手を性的な関心の対象とみたり、異性を劣った性として見る意識をなくすこと。

4. 対象とされる範囲

「規程」は、本学の教職員、学生等、監督者及び関係者のすべてをキャンパス・ハラスメント防止の対象と規定しています。(図①)

- (1) 専任教員、非常勤教員、本学が招いたゲスト講師など、本学の教育に携わるすべての人々、ならびに本学専任職員、嘱託職員、アルバイト職員等
- (2) 学生、科目等履修生、研究生等
- (3) 学生等の保護者、関係業者及び各種実習先等で職務上の関係を有する者
- (4) 課外活動においてクラブ・サークル等の団体に関わる学外のコーチ、指導者等

5. 相談受付窓口から解決へ

ハラスメントにあったときは、自分一人の力で解決するには困難な場合があります。自分がハラスメントを受けた、あるいは同僚や友人がハラスメントを受けているのを知った時には、強い気持ちで勇気を持って行動することが重要です。

そのための相談受付窓口ですので、一人で悩まずにご利用下さい。

以下に相談受付窓口から解決への過程を示します。

(1) 相談受付窓口

相談を希望される方は、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に直接連絡をとってください。相談員の氏名、連絡先は学内の掲示板、大学ホームページ等に掲載していません。

また、事務局でも相談員を案内します。

相談受付方法は、電話、FAX、手紙でも可能です。

TEL 043-296-2000 FAX 043-272-1716

〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-10-1

(2) 苦情相談

キャンパス・ハラスメントに関する相談窓口となるのが相談員です。相談員が、苦情相談に応じ、助言、指導、調整、救済等を行います。

相談員は誠実に対応し、相談者の名誉を守ります。相談者の受けた行為等がハラスメントに当たるかの事実確認を行い、取るべき方法などに関し、相談者の意思を尊重しながら援助・助言をいたします。(図②)

知りえた秘密を決して他に漏らすことはありません。

また相談者がそのために、不利益な取り扱いを受けることもありません。

ただし、相談者は決して虚偽の申立てをしてはなりません。

こうした苦情相談の対応は、相談者の同意を得てキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に報告されます。（図②→③）苦情相談の対応の手続きがとられるのは、相談者が、この手続きを取ることを相談員に申立てた場合のほか、相談者本人ばかりではなく、相談者の依頼を受けた第三者を通じて行うこともできます。また、相談員がその必要性があると判断した場合です。

（3）防止対策委員会から調査委員会へ

相談員からの報告を受けた防止対策委員会は、必要があると認める場合には、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができます。（図③→④）

調査委員会は、相談員から当該事案の内容及びその他の状況についての説明を受けた上で、調査を行います。調査は、当該苦情相談の申立て人その他の関係者からの資料の提出を求め、または意見若しくは説明を聴き、特に必要があると認められる場合は、防止対策委員会は調査委員会に専門的な知識を有する者等を会議に出席させて意見を求めることができます。

調査委員会は、当該事案の調査を行い、その結果を調査報告書としてまとめ、防止対策委員会及び学長に提出します。調査委員会は、原則として3ヶ月以内に調査報告書を防止対策委員会に提出するものとします。（図④→③）

防止対策委員会：副学長・学部長・学生部長・事務局長・その他で構成

調査委員会：学長の指名する若干名で構成（学外の有識者も含む）

（4）処分または改善のための措置

防止対策委員会は、調査委員会の報告に基づき、キャンパス・ハラスメントの事実が確認され、必要と認められる場合には、諸規則に従い、処分または就学、就労、教育、研究環境の改善の措置を講じることになります。

（図④→③→⑤）

具体的には、相談者の同意を前提とした通知措置、調停措置及び処分等の措置の方法があります。

（1）通知措置

相談者がその被害の程度等の事情から、問題解決のために調停措置や処分等の措置を望まない場合、あるいはできにくい場合で、少なくとも注意や警告が必要と判断した時の措置です。

（2）調停措置

防止対策委員会が、相談者（相談者の関係者を含む）及び被申立て人から事実関係を調査し、委員会が調停案を提示して合意、和解する措置です。

（3）処分等の措置

防止対策委員会が、相談者（相談者の関係者を含む）及び被申立て人から事実関係を調査し、就労・就学環境の抜本的改善と被申立て人に対する処分の必要性があると判断される場合の措置です。

（4）相談者への報告

防止対策委員会は、委員会で決定した措置を相談者に報告します。

（5）不服申立て

相談者及び被申立人は、委員会で決定した措置に対して、一度だけ不服申立てをすることができます。

不服申立てを受けた場合、防止対策委員会は、不服申立て内容の検討を行い、適切な処置をとります。

6. ハラスメント事案の公表について

ハラスメント事案が発生したときは、プライバシーの保護に配慮しつつ、本学の透明性を確保し、かつ社会に対する説明責任を果たすために、公表することがあります。なお、氏名等被害者を特定し得る事柄は、二次的被害を防止するため公表しません。

7. ハラスメント防止のための啓発、研修など

(1) 周知徹底のための啓発活動

教職員学生等に適宜、様々な啓発活動を行います。学生には新入生オリエンテーション・在校生オリエンテーション実施の際などにハラスメント防止の理解を深めていただきます。

(2) 研修

相談員に対しては研修を実施して資質の向上を図ります。

8. ガイドラインを柔軟に見直します

本ガイドラインは、運用の状況のみて必要が生じた場合には柔軟に見直し、改訂を行うものとします。

9. ハラスメントの事例

(1) セクシュアル・ハラスメント

以下、文部科学省等が示した例を参考にしてセクシュアル・ハラスメントにあたる具体例を示します。

①性的な発言

例○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・女性に「今日は生理日か」などと言うこと
- ・性的な経験や性生活について質問すること
- ・性的なからかいの対象とすること
- ・電子メールその他を使って、当人の知らないところで性的なうわさをする

○性別により差別しようという意識等に基づくもの

- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくてもいい」などと発言すること
- ・成人に対して、からかったり、さげすむ気持ちで「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、お婆さん」などと人格を認めないような呼び方をすること

②性的な行動

例○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ヌードポスター等を職場に貼ること
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ・職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること

- ・身体を執拗に眺め回すこと
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・相手の意に反して、研究室等に鍵をかけて二人きりになること
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ・身体に不必要に接触すること
- ・更衣室等をのぞき見すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・職場やゼミナールの旅行の宴会の際に浴衣に着替えること等を強要すること
- ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
- ・自宅までの送迎を強要すること
- ・住居まで付け回すこと

○性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・女性というだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ・女性というだけの理由で仕事や研究上の実績を不当に低く評価すること
- ・カラオケでのデュエットを強要すること
- ・酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

③他者の性的指向・性自認に関するもの

例・相手の性的指向や性自認について侮辱すること

- ・相手の性的指向や性自認について人格を否定するような言動を行うこと
- ・相手の性的指向や性自認など他者に知られたくない情報を、本人の了承を得ずに他者に暴露すること（いわゆる「アウトティング」）

※上記の言動はあくまでも例示であり、これらと同じような性質をもつ言動もセクシュアル・ハラスメントとなります。なお、教育・研究の対象として「性差」を話題にすることは、原則としてセクシュアル・ハラスメントとはなりません。

(2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

以下、アカデミック・ハラスメントに当たると思われる事例を紹介します。アカデミック・ハラスメントとパワー・ハラスメントは共通しているので、特定非営利活動法人(NPO)アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク(NAAH)「アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン」より引用しました。

1) 学習・研究活動妨害（研究教育機関における正当な活動を直接的・間接的に妨害すること。）

- ・文献・図書や機器類を使わせないという手段で、研究遂行を妨害する。
- ・実験機器や試薬などを勝手に廃棄し、実験の遂行を妨害する。
- ・研究に必要な物品購入を、必要な書類に押印しないという手段で妨害する。
- ・机を与えない。また机を廊下に出したり、条件の悪い部屋や他の研究室員とは別の部屋に隔離したりする。
- ・正当な理由がないのに研究室への立ち入りを禁止する。
- ・研究費の申請を妨害する。
- ・学会へのお出張を正当な理由無く許可しない。
- ・研究出張を認めないなどの手段で共同研究を妨害する。

2) 卒業・進級妨害（学生の進級・卒業・修了を正当な理由無く認めないこと。また正当な理由無く

単位を与えないこと。)

- ・卒業研究を開始して間もないのに、早々に留年を言い渡す。
- ・理由を示さずに単位を与えない。
- ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させる。
- ・「不真面目だ。」「就職活動をした奴は留年だ。」という口実で留年させる。
- ・卒業研究は完了しているのに“お礼奉公”としての実験を強要し、それを行わなければ卒業させない。

3) 選択権の侵害（就職・進学妨害、望まない異動の強要など。)

- ・（指導教員を変更したいと申し出た学生に）「俺の指導が気に入らないなら退学しろ。」
- ・指導教員を途中で変更したら自動的に留年。
- ・本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを押しつける。
- ・就職や他大学進学に必要な推薦書を書かない。
- ・就職活動を禁止する。
- ・会社に圧力をかけて内定を取り消させる。
- ・他の研究教育組織への異動を強要する。
- ・「結婚したら研究者としてやってはいけない。」などと言って、結婚と学問の二者択一を迫る。

4) 指導義務の放棄、指導上の差別（教員の職務上の義務である研究指導や教育を怠ること。

また指導下にある学生・部下を差別的に扱うこと。)

- ・「放任主義だ。」と言ってセミナーを開かず、研究指導やアドバイスもしない。
- ・研究成果が出ない責任を一方向的に学生に押しつける。
- ・論文原稿を渡されてから何週間経っても添削指導をしない。
- ・測定を言いつけるが、その試料がどんな物で何が目的なのか尋ねられても説明しない。
- ・嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否したり侮蔑的言辞を言ったりする。

5) 不当な経済的負担の強制（本来研究費から支出すべきものを、学生・部下に負担させる。)

- ・実験に失敗した場合、それまでにかかった費用を弁償させる。
- ・研究費に余裕があるにもかかわらず試薬を買い与えない。学生は卒業論文を書かなければならないので、仕方なく自費で試薬を購入することになる。

6) 研究成果の搾取（研究論文の著者を決める国際的なルールを破ること、アイデアの盗用など。)

- ・加筆訂正したというだけなのに、指導教員が第一著者となる。
- ・実験を行う・アイデアを出すなど研究を主体的に行って、その研究に最も大きな貢献をした者を第一著者にしない。
- ・第一著者となるべき研究者に、「第一著者を要求しません。」という念書を書かせる。
- ・著者の順番を教授が勝手に決める。
- ・その研究に全くあるいは少ししか関わっていない者を共著者に入れることを強要する。
- ・「俺の名前を共著者に入れろ。場所代だ。」
- ・学生が出したアイデアを使って、こっそり論文を書く。

7) 精神的虐待（本人がその場に居るか否かにかかわらず、学生や部下を傷つけるネガティブな言動を行うこと。発奮させる手段としても不適切。)

- ・「お前は馬鹿だ。」
- ・「(論文を指して) 幼稚園児の作文だ。」

- ・「(研究を指して) 子供の遊びだ。」
- ・「こんなものを見るのは時間の無駄だ。」
- ・「セミナーに出る資格がない。出て行け。」「死んでしまえ。」
- ・「君は(出来が悪いから) 皆の笑い者だ。」
- ・学生や部下が持ってきた論文原稿をゴミ箱につっこむ、破り捨てる、受け取らない、きちんと読まない。
- ・学生や部下が出したアイデアに全く検討を加えず、それを頭から否定する。
- ・ささいなミスを大声で叱責する。

8) 暴力

- ・殴ったり蹴ったりする。
- ・酒席で暴力をふるう。

9) 誹謗、中傷

- ・「彼みたいなやつが就職できるわけがない。」
- ・「〇〇と一緒に仕事をすれば、あなたの評判が落ちますよ。」と周囲に言いふらす。
- ・「あの人は頭がおかしい。」
- ・「××学を専攻する人にたいした人はいない。」
- ・職務上知りえた学生の個人情報を他の教員や学生に告げてまわり、結果として大学での当人の居心地を悪くさせる。
- ・虚偽のうわさを流す。怪文書を配る。

10) 不適切な環境下での指導の強制

- ・午後 11 時からなど深夜に指導を行う。
- ・必要のない徹夜実験や休日の実験を強要する。
- ・指導するからと言ってホテルの一室に呼びつける。
- ・他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う。
- ・演習・セミナーの時間が他研究室と比べて異様に長く、くどくどと叱責を行う。

11) 権力の濫用

①不当な規則の強制

- ・他の人や先輩に実験手法を教えてもらってはいけない。
- ・研究に関して人と相談することを一切禁止する。
- ・先輩のデータ作りは手伝わなくてはならない。しかし、自分の実験はどんなに時間がかかっても一人でやるべきである。
- ・日曜日に研究室に来ないと留年。
- ・夏休みは指定された 3 日だけ。それ以外に休んだら留年。
- ・スキー禁止。テニス禁止。アルバイト禁止。
- ・「〇〇とは一切口をきくな。」

②親密な関係の強要

- ・「食事に付き合わないと指導しないよ。」
- ・「ドライブに付き合ったら出張を認めよう。」
- ・「手作りケーキを持ってきたらいい点をあげよう。」

③不正・不法行為の強要

- ・ 空バイト・空謝金（アルバイトをしたという架空の書類を学生に作成させ、不正に研究費を引き出すこと）などの金銭的不正行為の強要。
- ・ 研究データの捏造・改ざんの強要。

④権力の濫用（その他）

- ・ プライベートな行動に付き合うことの強制。
- ・ 送り迎えの強要。
- ・ 教授が行う学会発表のデータ作りを、共著者でない学生に徹夜で仕上げることを強要。
- ・ 会議や行事など、必要な情報を故意に教えない。
- ・ 物品等の管理を過剰なまでに厳格に行う。試験管 1 本まで厳密に管理して、不足する度にいちいち取りに来させる。

12) プライバシー侵害（プライベートを必要以上に知ろうとしたり、プライベートなことに介入しようとしたりすること）

- ・ 家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く。
- ・ 交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手なアドバイスをする。

13) 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲストなどへの排斥行為

- ・ （担当者の了解をとり、ゼミに参加した他大学の学生に向かって）「外部の人間は出て行け。」
「ここはあなたのようなレベルの低い人がくるところではない。」 「自分のゼミに帰れ。」
- ・ 属性や身分（聴講生、科目等履修生、研究生、研修生など）によって差別的な待遇をしたり、それを正当化しようとしたりする。（例：「聴講生は発言を控えてほしい。」）

14) その他

- ・ 教員同士の個人的な確執による鬱憤を、相手が指導する学生へ不利益を被らせることで晴らそうとする。
- ・ 学生一般の軽視、学生に対する侮蔑
「学生の目的は就職なんだから、修了さえさせれば教育の内容はどうでもいい。」
「説明を与えなければ、学生はこんなものだと思って勝手に納得するんです。」
「うちの学生はアホばかりだ。」

このガイドラインは、新潟大学、金沢大学、大分大学、山形大学などの指針およびガイドラインと「アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン」（NPO、NAAH）を参考に作成する。

附 則

このガイドラインは平成22年9月6日から施行する。

附 則

このガイドラインは平成23年2月21日から施行する。

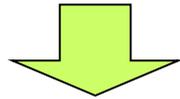
附 則

このガイドラインは令和3年4月1日から施行する。

キャンパス・ハラスメントの対応に関するフローチャート

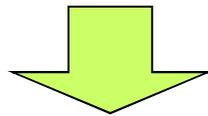
①相談受付

相談員又は事務局
教職員学生等からの苦情



②苦情相談

相談員は誠実に対応し、事実確認・助言等を行う



報告

③防止対策委員会

副学長、学部長、学生部長、事務局長、その他
ハラスメント防止の啓発活動

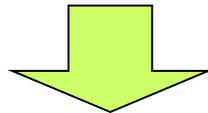
必要に応じて設置



調査結果の報告

④調査委員会

学長が指名する若干名
事実関係の調査を行う



事実関係あり

⑤調査結果に基づく対応

必要な措置：処分または就学・就労・教育・研究環境の改善

千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント相談員マニュアル

この相談マニュアルは、千葉県立保健医療大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）第8条より第11条に定める相談員が、キャンパス・ハラスメントに係る教職員学生等からの苦情相談に対して適切な対応を進め得るよう作成されたものである。苦情相談への対応に当たっては、相談員は、別に定める「キャンパス・ハラスメントの対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について十分な理解のうえに、本マニュアルを活用すること。

1 相談員の任務及び相談体制等

- (1) 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、本学が定める防止規程及びガイドラインに準拠しなければならない。
- (2) 相談員は、苦情相談があった場合には、相談者の立場と状況を十分留意し、相談者に必要かつ適切な助言を与えるとともに、申し立て内容を確認し、どのような措置を望むかを確認のうえ、本人の同意を得てキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に文書により報告しなければならない。
- (3) 相談員は、苦情相談を受けるに当たっては、相談を受けた事実及びその内容が他に漏れることのないよう十分に配慮しなければならない。
- (4) 相談員は、相談時には対応の公平を保つために、二人体制で対応する。そのうちの一人は、相談者と同性であることが望ましい。

2 相談にあたっての基本的な心構え

(1) 秘密の厳守

相談員は、自分が受けた相談内容を他にもらしてはならない。

(2) プライバシー、名誉、その他の人権の保護

相談員は、相談者及び苦情相談に係る申し立てを受けた者（以下「被申立人」という。）を含む関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重しなければならない。

(3) 相談者の話を傾聴し、正しく理解する

相談者は、相談員に自分の訴えを理解してもらえただけで気持ちが落ち着くことにつながる。相談員の意見をさしはさまず、相談者の話を傾聴し、正しく理解するよう心がけることが重要である。

(4) 相談者の意思（意向）の尊重

事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける必要があるが、相談員の考え方を押しついたり、相談員の価値観や倫理観で割り切る姿勢は避けなければならない。つねに相談者の意思、意向を尊重し、相談者が安心して打ち明け、「どんな内容でも聞いてもらえる」という信頼関係を築くことが重要である。

(5) 相談者の感情への配慮

相談者は、精神的に追いつめられた状態や心理的に傷ついた状況で相談に来ることが多い。相談員は、相談者が「必死の思い」で相談に来ていることを念頭において対応することが重要である。また、セクシャル・ハラスメントやその他のハラスメントによる被害を受けてから相当時間が経

って、ようやく相談にくることができる気持ちになる場合もあることを十分に理解しておく必要がある。

(6) 相談者を二重に傷つけない配慮

相談者が精神的に追いつめられ、あるいは心理的に傷ついた状況で相談にくることの多いことに十分に配慮し、相談員の対応いかんによっては、いっそう傷つける場合もあることを認識しておく必要がある。

例えば、「相談者にも落ち度があったのではないか」「避けられたのではないか」「抵抗できなかったのか」といった相談員の態度や発言は、相談者を二重に傷つけることになる。相談員は、相談者がその場面で精いっぱいに対応をしたという前提で話を聞くことが重要である。

(7) 相談者の話を整理するための援助

相談者は、心理的に追い込まれて、相談内容が整理されてないことが多い。この場合、相談員には、相談者の話を整理するための援助が必要となるが、そのためにも相談者の話を十分に聴き、正しい理解を得るように心がけ、相談員の考え方を押しつけることのないようにすることが重要である。

(8) 誇張・矛盾した話への対応

相談者の話は、本人の心理的な現実に基づいて場合によっては誇張されたり、矛盾したりしていることがあるので、注意が必要である。これは、同じことを別の角度から聞いたり、異なった表現で聞いてみるなどによって確認できるが、相談員はその誇張・矛盾を指摘したり、追求したりしてはならない。そのまま受け入れる姿勢が大切である。

(9) 匿名の相談

相談者が匿名を希望する場合がある。その場合でも話だけは十分に聴き、相談者の要望を聞きだすことが重要である。名前を名乗ることを強制してはならない。

(10) 相談者の冷静な対応

相談員は、相談者の側に立った対応をする必要がある。ただし、相談者が被申立人への批判を増長させないように、冷静に対応する必要がある。

(11) 任務の範囲内での相談

相談員は、たとえ必要であると思われても、相談員の任務を超えた対応を行ってはならない。相談員自身の判断で、被申立人への通知や、被申立人との調停などを行ってはならないことはもちろんである。

(12) 的確な記録

相談員は、相談者の同意を得て、正確な記録を残すこと。この場合、相談者が事実として述べたことと、相談者の感情、解釈、意見等を区別することが重要である。また、これらと、相談員自身が考えたこと、感じたこと、解釈、意見等も区別しなければならない。

(13) 中断後の相談の再開

相談は、いったん中断した後でも、再開できること伝えること。

(14) 相談員は、相談者に的確な対応ができるよう、人権保護についての研鑽を積む努力をする。

3 相談の進め方に関する留意点

(1) 相談のはじめに必要なこと

相談の開始に当たっては、相談者との信頼関係を作ることが特に重要である。そのためには、真

剣に、かつ十分に聴く姿勢を示すことが大切であり、以下の点に配慮する必要がある。

イ) 1回の面談では済まないことが多いことを念頭においておくこと。

ロ) 相談者のペースで面談し、相談者が話すまで、気持ちの整理を援助し待つこと。

(2) 相談者が話し始めたときに注意する点

相談者は、話し始めても最初から問題の核心に触れることはまれである。従って、この場面でも、上記(1)の姿勢を維持するとともに、特に次の点に注意することが大切である。

イ) ことばを急がせないこと。

ロ) 相談員の意見を差し挟まずに、相談者の話を十分に聴く姿勢を保つこと。

(3) 相談内容の核心に話が進んだときの留意点

この場面では、相談員は、不用意な意見を差し挟まず、相談者が話しやすいように相づちを打つなど、相談者の話をひたすら耳を傾けて聴くように努める。このことによって、相談員が相談者を尊重しているという気持ちを伝えるとともに、以下の点に注意することが重要である。

イ) 結論を急がないこと。

ロ) 相談者の了解を得て、話の要点を記録すること(いつ、どこで、誰が、何を、どのように、など)。

ハ) 相談者に過度に同情し、感情を移入しすぎないようにすること。

(4) 相談者の話をひと通り聞き終わったときに行うこと

今後の対応を含め、以下の点について相談者から確認する。

イ) 相談員が理解した内容が、それで正しいかを相談者に確認すること。

ロ) 相談員が聴取した内容は、秘密が厳守され、プライバシーは絶対に守られることを伝えること。

ハ) 相談者の苦情相談に係る大学の措置として、どのような措置を希望するかを確認すること。

ニ) 相談員が聴取した苦情相談の内容が、防止対策委員会に報告されることについて同意を得るとともに、防止対策委員会又は、キャンパス・ハラスメント調査委員会による事実関係の調査への協力を依頼し同意を得ること。

ホ) 相談者の苦情相談に関して、被申立人や第三者が、相談者に何らかの報復をするなど不利益な扱いをすることは防止規程で禁じられているので、仮りにこうした事態が発生した場合はただちに相談員に相談するように伝えること。

4 キャンパス・ハラスメント相談記録

(1) 相談記録の様式

キャンパス・ハラスメントの相談記録は、別紙様式による。

(2) 防止対策委員長への報告

相談員が記録した内容については、事前に相談者に確認、了解のうえ別紙様式によって行うものとする。

(3) 保管

別紙様式による記録は、防止対策委員長に提出され、その責任において厳重に保管されるものとする。

附 則

このマニュアルは平成22年9月6日から施行する。

(別紙様式)

キャンパス・ハラスメント相談記録

相談員



相談員



相談者氏名		相談	年 月 日 ()
所属学科 (専攻)		日 時	時 分 ~ 時 分
1 被申立人との関係			
2 問題とされる言動の内容 (いつ、どこで、どのように)			
3 他の関与者 (目撃者、証人等)			
4 相談者の対応 (被申立人に対して)			
5 他への相談 (誰かに相談しているか)			
6 相談者が、問題とされる言動をキャンパス・ハラスメントと考える理由			
7 相談者がとってほしい措置			
8 相談員の参考意見			

千葉県立保健医療大学入試改革検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、入試改革検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、原則として、各号の教員は准教授以上とする。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 2名
- (7) 入試実施委員長
- (8) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入試選抜方針・方法の改革に関する事項
- (2) 入試結果の分析・評価に関する事項
- (3) その他学長が付託した事項に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(副委員長)

第6条 委員会には、必要に応じ副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学入試実施委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、入試実施委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 2名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名
- (6) 共通教育運営会議教員 2名

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入学者選抜試験の計画・実施・採点・発表に関する事項
- (2) 入試ミス防止に関すること（入試に関する報道対応を含む。）
- (3) 入試問題等の作成・公表に関すること
- (4) その他学長が付託した事項に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会には、必要に応じ副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学教務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、原則として、(1)から(6)の各号の教員のうち1名は講師以上とする。

- (1) 看護学科教員 4名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名
- (6) 共通教育運営会教員 2名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学年暦及び時間割の編成に関する事項
- (3) 授業計画に関する事項
- (4) 非常勤講師に関する事項
- (5) 試験及び単位の認定に関する事項
- (6) 授業評価に関する事項
- (7) 学籍の異動（入学、進級、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び卒業等）に関する事項
- (8) 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- (9) その他学長が付託した事項に関する事項
- (10) その他教務に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会には、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長の指名による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学FD・SD委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) FD・SDに関連する各委員会の委員長
- (2) 事務局 1名
- (3) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学内のファカルティ・ディベロップメントとスタッフ・ディベロップメントの企画、推進に関する事項
- (2) その他学長が付託した事項に関する事項
- (3) その他ファカルティ・ディベロップメントとスタッフ・ディベロップメントに関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせ

ることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学学術推進企画委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、学術推進企画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 2名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名
- (6) 共通教育運営会議教員 2名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学内の学術推進に関する事項
- (2) 学内共同研究等の募集及び審査等に関する事項
- (3) 外部資金の獲得に関する事項
- (4) 紀要の編集及び発行に関する事項
- (5) その他学長が付託した事項に関する事項
- (6) その他学術推進に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第8条 委員会は別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び所掌事務は同表に定めるとおりとする。

- 2 委員会は必要に応じて、前項以外に専門部会を置くことができる。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会員は、部会長が指名する。
- 6 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

専門部会名	組織	任期	所掌事項
学内共同研究審査部会	(1) 看護学科教員 (2) 栄養学科教員 (3) 歯科衛生学科教員 (4) リハビリテーション学科理学療法 学専攻教員 (5) リハビリテーション学科作業療法 学専攻教員 (6) 共通教育運営会議教員 上記、(1)～(6)から2名ずつ選 出する。ただし、うち1名は 学術推進企画委員会委員から 選出する。	1年（選出 から当該年 度末まで）	1 学内共同研究の審査に 関する事項 2 その他学内共同研究に 関する事項
紀要編集部 会	(1) 看護学科教員 (2) 栄養学科教員 (3) 歯科衛生学科教員 (4) リハビリテーション学科理学療法 学専攻教員 (5) リハビリテーション学科作業療法 学専攻教員 (6) 共通教育運営会議教員 上記、(1)～(6)から2名ずつ選 出する。ただし、うち1名は 学術推進企画委員会委員から 選出する。	1年（選出 から当該年 度末まで）	1 紀要の編集に関する事 項 2 その他紀要に関する事 項

千葉県立保健医療大学学生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、学生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、(1)から(3)の各号の教員のうち1名、及び(4)(5)の教員のうち1名は講師以上とする。また、(6)の教員は、原則として医師の資格を有する者とする。

- (1) 看護学科教員 2名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の福利厚生及び保健衛生に関する事項
- (2) 学生の課外活動に関する事項
- (3) 学生の奨学金等貸与に関する事項
- (4) 授業料等の減免に関する事項
- (5) 後援会及び同窓会に関する事項
- (6) その他学長が付託した学生に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会には、副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学進路支援委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、進路支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、(1)から(3)の各号の教員、及び(4)(5)の教員のうち1名は講師以上とする。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就職及び進学に関する事項
- (2) 県内就職の推進に関する事項
- (3) その他学長が付託した事項に関する事項
- (4) その他学生の就職及び進学に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会には、副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）において行われる人を対象とする研究が、「ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択。2000年世界医師会修正）」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）」等に基づき、また、動物を直接対象とする研究が、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示第71号）」、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定）」等に基づき、倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを目的とする。

(委員会)

第2条 前条の目的を達成するために、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項に基づき、本学に、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、また、委員会内に動物実験部会（以下「動物部会」という。）、利益相反管理部会（以下「利益相反部会」という。）及び研究インテグリティ・マネジメント部会（仮称）を置く。

- 2 利益相反部会に関する事項は、別に定める。
- 3 研究インテグリティ・マネジメント部会（仮称）に関する事項は、別に定める。

(任務)

第3条 委員会は、研究の実施又は継続の適否その他研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査審議するとともに、本学における倫理に関する事項を審議する。

- 2 前項の研究に係る審査に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 研究の対象となる個人の人権の擁護
 - (2) 研究の対象となる者に理解を求め、研究の協力に同意を得る方法
 - (3) 研究によって生ずる個人及び集団への不利益に対する配慮
- 3 動物部会は、本学の研究者によって行われる哺乳類（げっ歯類：マウス、ラット）を対象とする研究における動物実験計画の妥当性について審査を行う。
- 4 本学学生の卒業研究に関する倫理審査については別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 2名

- (2) 栄養学科教員 2名
 - (3) 歯科衛生学科教員 2名
 - (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
 - (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
 - (6) 事務局長（一般の立場から意見を述べることのできる者） 1名
 - (7) 人文・社会科学における学識経験者 若干名
- 2 前項第1号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。
 - 3 委員会は、男女両性により構成されるものとする。

（動物部会の組織）

第5条 動物部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 委員会委員長
 - (2) 本学において動物実験に従事する教員 4名以内
 - (3) 本学の一般教養科目担当教員 1名
 - (4) 前条第1項の(1)～(5)の委員のうち、上記(1)～(3)以外の教員 1名
- 2 前項第1号から4号までの部会員は、委員長が委嘱する。
 - 3 第1項第4号の委員は、動物実験の経験を有する者が望ましい。

（任期）

第6条 委員及び部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員及び部会員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び部会長）

第7条 委員会に委員長を、動物部会に部会長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 部会長は、委員長とする。
- 4 委員長及び部会長は、会務を総理する。
- 5 委員長及び部会長に事故あるときは、あらかじめ委員長及び部会長が指名した者が委員長及び部会長の職務を代理する。

（会議）

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第7号の委員のうちから1名の出席がなければ開くことはできない。
- 3 部会長は、動物部会を招集し、その議長となる。

- 4 動物部会は、部会員の2分の1以上の出席がなければ開くことはできない。
- 5 委員会及び動物部会の議事は、出席した委員又は部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会及び動物部会が特に必要と認められた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門委員)

第9条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て委員長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて専門委員の出席を求め、調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

(委員以外の出席)

第10条 委員長は、必要と認めるときは、申請者その他委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(申請手続)

第11条 本学において人を対象とする研究を行おうとする、個人又は団体の責任者（以下「研究責任者」という。）は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

- 2 本学において動物を対象とする研究を行おうとする、研究責任者は、動物実験等計画書に必要事項を記入し、部会長に提出しなければならない。

(判定)

第12条 審査の判定は、出席委員又は出席部会員全員の合意によることとするが、委員会及び部会の議事は、出席した委員及び部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会及び部会員が特に必要と認められた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。この場合において、研究責任者及び共同研究者である委員又は部会員は、審査の判定に加わることはできない。

- 2 前項による審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認
- (6) 非該当

- 3 前項第2号から第6号までに該当するときは、その理由等を審査結果通知書に明記するものとする。
- 4 第2項第2号の場合には、所定の期日までに申請書の再提出を求め、必要に応じて迅速審査等により再度審査を行うものとする。

(審査の記録)

第13条 審査経過及び判定は記録として保存し、委員会又は動物部会が必要と認めたときは、審査結果を公表する。

(迅速審査)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事項に関する審査については、委員長あるいは委員長が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べるができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 判定は次の各号のいずれかによる。

- (1) 承認
- (2) 改めて研究倫理審査委員会での審査

3 委員長は、「承認」の場合、第12条第3項に従い、審査結果通知書をもって研究責任者に通知し、迅速審査の結果を委員会に報告する。

4 「改めて研究倫理審査委員会での審査」の場合、委員長は迅速審査の結果を委員会に報告し、委員会において審議する。

(再審査)

第15条 委員長及び部会長は、必要に応じて、研究責任者に研究中間報告書の提出を求め、研究の内容を委員会の再審査に付することができる。

2 前項の再審査及び判定結果の通知については、第11条及び第12条の規程を準用する。この場合において、第11条第1項中「倫理審査申請書」とあるのは「中間報告書」と、第12条第3項中「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。

(研究の終了又は中止の報告)

第16条 研究責任者は、研究を終了又は中止したときは、速やかに研究終了（中止）報告書を委員長又は部会長に提出しなければならない。

(審査報告)

第17条 委員長又は部会長は、委員会又は動物部会において審議された事項を書面で学長に報告する。

(委員の守秘義務)

第18条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査等を行う上で知り得た情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(庶務)

第19条 委員会及び動物部会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学卒業研究倫理審査規程

人を対象とした研究においては、対象者の人権に対する配慮が科学のおよび社会的利益よりも優先されなければならない。基本的に重要なことは、対象者の安全性が十分に確保されていること、対象者が研究の目的、方法、研究参加に伴って発生しうるリスクと利益に関して十分に説明を受け、よく理解した上で自由な意思で研究に参加するかどうか自己決定できること、対象者のプライバシーの保護および匿名性・秘密が保護されているである。本学では、学生による人を対象とした卒業研究が、これらの基本的要件を満たすものでなければならないという立場にたち、以下の規定をするものである。

1. 倫理的な配慮を要する調査・実験を実施しようとする学生は、研究計画の段階で別添の研究倫理チェックリスト票により、倫理的配慮における基本的要件を満たすかどうかを、指導教員とともに確認した上で、学科内において第三者からの審査を受け、あらかじめ承認を得るものとする。
2. 卒業研究のフィールド（調査や研究対象者の所属する団体）が外部の組織である場合、研究計画を提示し、その組織の長に研究計画を示す依頼書と、長からの研究を実施する同意書（もしくは承諾書）を得ることを要する。
3. 卒業研究における倫理審査は、迅速審査のために、学科内対応とする。しかし、学会発表・雑誌への掲載など研究の成果を外部に公表する際には、大学の倫理審査委員会の審査を必要とする。
4. 承認を受けた研究倫理チェックリスト票は、提出論文に原本を添付する。また、研究計画の修正が必要になった場合は、再度チェック票を作成し、提出論文に添える。
5. 研究倫理チェックリスト票の書き方は、以下のように行う。
 - 1) 学生及び指導教員の署名（自署）ならびに第三者の審査者（複数名の場合は代表）の署名（自署）と承認した年月日を必ず記載する。
 - 2) A～Eまでの各項目について、（ ）内に以下の該当する記号を記載する。
 - ：既に配慮できている
 - △：今後、配慮する予定である
 - ：この研究では、配慮を行うことができない（該当しない）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

研究倫理チェックリスト票

研究（論文）題名：

学生署名 _____ 指導教員署名 _____

A. 基本的な事柄（研究全体を通して）

- 1. 対象者の安全および人権の擁護、特に研究に関する知る権利・自己決定の権利に対する配慮ができていますか？
- 2. 個人情報や秘密の保持などプライバシーに配慮ができていますか？
- 3. 医療人と研究者の役割・活動を明瞭に区別することができていますか？
- 4. 専門的知識、研究方法、研究の意義等の吟味、文献検討は十分行われているか？

B. 研究計画書

- 1. 倫理的配慮が明記されているか？
- 2. 研究によって得られる利益（協力者・社会）と不利益のバランスが検討されているか？
- 3. 予測される研究対象者の不利益・不自由・リスク等を最小にする方法を講じているか？
- 4. 研究対象者の選定手続きの公平さは保たれているか？
- 5. 研究対象者の個人情報保護（匿名性の確保）の方法は十分か？
- 6. 研究協力依頼書や同意を得る方法が明記され、同意書が添付されているか？
- 7. 研究参加の拒否により研究対象者に不利益がないことが実質的に確保されているか？
- 8. 研究対象者の責任・判断能力に応じて、代諾者の同意を得る方法は明示されているか？

C. 研究依頼書・同意書

- 1. 研究の目的・内容・手順がわかりやすく、適切に説明されているか？
- 2. 研究協力に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどが説明されているか？
- 3. いつでも参加を拒否、辞退でき、それによる不利益はないことが説明されているか？
- 4. 研究対象者からの質問に答える準備が説明され、連絡方法が説明されているか？
- 5. 研究対象者の匿名性、個人情報がどのように守られるか説明されているか？
- 6. 研究結果の公表方法について説明されているか？
- 7. 同意書には、研究の説明、日付および研究対象者の署名欄が記されているか？
- 8. 同意書のひとつを研究対象者に渡しているか？

D. データ収集およびその後

- 1. データ収集でも、研究対象者の断る権利を確保できているか？
- 2. 研究対象者へ配慮したデータ収集を行っているか？
- 3. 研究対象者に不利益がないように最善を尽くしているか？
- 4. データや資料を厳重に管理し、個人情報の保護に努めているか？
- 5. 研究対象者が研究成果を知りたいと望む研場合には、情報を提供できるように配慮しているか？

E. 研究の公表（論文・発表）

- 1. 対象者に対して行った倫理的配慮を明記しているか？
- 2. 個人や対象集団の特定につながる情報の記載はないか？
- 3. 文献、使用した測定用具・モデルについては引用を明記しているか？

当該卒業研究は、実施するにあたっての倫理的配慮がされていると承認します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 審査者署名 _____

外部に公表する場合は、大学の倫理審査を受ける必要があります。

千葉県立保健医療大学国際交流委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流に関する事項
- (2) 学術交流協定に関する事項
- (3) 学術及び教育交流の推進に関する事項
- (4) 留学生の教育交流に関する事項
- (5) 国際交流関係機関との連携および協力に関する事項
- (6) その他学長が付託した国際交流に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長の指名による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局企画運営課及び学生支援課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学図書委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、図書委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館の整備運営及び図書館教育に関する事項
- (2) 図書資料等の収集、購入計画及び管理に関する事項
- (3) 学術機関リポジトリに関する事項
- (4) その他学長が付託した事項に関する事項
- (5) その他図書館に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、図書館長とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上

の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、図書館及び事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学社会貢献委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、社会貢献委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 1名
- (2) 栄養学科教員 1名
- (3) 歯科衛生学科教員 1名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 1名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 1名
- (6) 共通教育運営会議教員 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会貢献に係る企画立案及び実施に関する事項
- (2) 社会貢献に関わる学内外との連絡調整に関する事項
- (3) その他学長が付託した事項に関する事項
- (4) その他社会貢献活動に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第52条第4項の規定により、学長が行う学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修、課外活動及び大学施設の使用等を禁止すること。停学期間には、学則第22条に規定する休業日を含むものとする。
- (3) 訓告 学生が行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことがないように、口頭又は文書により注意すること。

2 停学は、無期又は有期とし、有期の場合の期間は6月以内とする。

3 停学期間は、学則第24条に規定する在学年限に含め、学則第23条に規定する修業年限に含めないものとする。ただし、その期間が3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(訓告の基準)

第3条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告を行うことができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

(停学の基準)

第4条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

(退学の基準)

第5条 学則第52条第3項第4号に規定する該当する者は、次のとおりとし、各号のいずれかに該当する場合は、退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合

(4) その他学生としての本分に著しく反した場合
(悪質性及び重大性の判断)

第6条 第4条第3号及び前条第1号から第3号までにおける悪質性は、懲戒の対象となり得る行為を行った学生の主観的態様、その行為の性質、その行為に至る動機等を勘案の上判断する。

2 第4条第2号及び前条第2号における重大性は、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度、非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断する。ただし、非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断する。

3 過去に懲戒を受けた者が、再度懲戒に該当する場合又はこれに相当する行為をした場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課すことができる。
(懲戒行為の報告)

第7条 懲戒の対象となり得る行為があったと認める者は、学長又は教職員に報告するものとする。この場合において、当該報告を受けた教職員は、速やかに学長に報告するものとする。

(謹慎)

第8条 学長は、当該行為が第4条各号又は第5条各号に相当すると疑われ、かつ、教育上の配慮が必要であると認めるときには、当該学生に対して謹慎を命じることができる。

2 謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒調査委員会)

第9条 学長は懲戒をしようとする場合、懲戒調査委員会に調査させることができる。

2 懲戒調査委員会は、事実関係を速やかに調査し、調査結果に基づき懲戒案を検討し、調査報告書及び懲戒案を学長に提出する。

3 懲戒調査委員会の組織その他の必要な事項は別に定める。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第10条 懲戒する場合には、当該懲戒の名あて人となるべき学生について、弁明の機会を付与するものとする。

2 学長は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、懲戒の名あて人となるべき学生に対し、次に掲げる事項を書面(様式第1号)により通知する。

(1) 予定される懲戒の内容及び根拠となる条項

(2) 懲戒の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

3 前項第1号及び第2号の事項は、第2条第3項に規定する書類の写しをもって前項の書面に代えることができる。

4 学長は、懲戒の名あて人となるべき学生の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、当該学生の氏名及び第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該学生に交付する旨を本学の掲示場に掲示することによってできる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときには、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(弁明)

第11条 弁明は、懲戒の名あて人となるべき学生が弁明を記載した書面（以下「弁明書」（様式第2号）という。）を提出して行うものとする。

2 弁明を行うときは、証拠書類等を提出することができる。

(懲戒)

第12条 学長は、調査に関する書類（第2条第3項の調査報告書及び懲戒案があるときはそれを含む）及び弁明書を十分に参酌し、教授会での議を経て、懲戒するものとする。

ただし、学長は、弁明書の内容から懲戒の内容について検討が必要と判断した場合、懲戒調査委員会に再度調査させることができるものとする。

2 学長は、懲戒の名あて人となる学生に対し、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒書（様式第3号又は第4号）を交付する。

3 第10条第4項の規定は、懲戒書の交付について準用する。

(懲戒の効力)

第13条 懲戒の発効は、懲戒書の公布日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(再審査)

第14条 懲戒を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合には、その存在を示す資料を添えて、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに懲戒調査委員会の協議を経て、再審査の要否を決定しなければならない。

3 懲戒調査委員会が、再審査の必要があると認めた場合には、直ちに事実の有無について調査を行う。

4 懲戒調査委員会が、再審査は必要がないと認めた場合には、学長は、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

5 再審査の請求は、懲戒の効力を妨げない。

6 再審査の手続きは、第10条から第12条までの規定を準用する。

(停学期間中の指導)

第15条 学科長及び専攻長は停学期間中の学生に対し、教育上の指導を行うことができる。なお、その場合における当該学生の登校並びに本学の施設及び設備の利用を認めるものとする。

(無期停学処分の解除)

第16条 学科長及び専攻長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適切と考えられる場合は、教授会等の審議を経て、その処分の解除について学長に申請することができるものとする。

2 学長は、学科長及び専攻長からの申し出を受けて、当該無期停学処分の解除を決定することができるものとする。ただし、停学開始日から6か月経過後でなければ解除できない。

(その他の教育的措置)

第17条 第3条に規定する懲戒のほか、学部長は、学生に対し、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は訓告に至らないものであって、当該行為を嚴重に注意することをいう。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月1日)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

様式第2号（第4条第1項）

弁明書

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

学部名

学科（専攻）名

学籍番号

住 所

氏 名

下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の件名

2 弁明

懲戒書

千葉県保医大達第 号

第 学年 学科 (専攻)
(氏名)

下記のとおり懲戒する。

年 月 日

千葉県立保健医療大学長

記

1 懲戒の内容及び根拠の条項

2 懲戒の理由

(教示)

この懲戒処分については、この懲戒処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は、千葉県知事となります。）、懲戒の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると懲戒の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第5条第2項） ※訓告の場合

保医大第 号
年 月 日

第 学年 学科 (専攻)
(氏名) 様

千葉県立保健医療大学長

懲戒について（通知）

下記のとおり懲戒をする。

記

- 1 懲戒の内容及び根拠の条項
- 2 懲戒の理由

千葉県立保健医療大学懲戒調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立保健医療大学懲戒規程における学生の懲戒事案について調査するため、懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 懲戒に係る事案に関する学生及び関係者からの事情聴取、事実関係の調査
- (2) 上記の内容に関する調査報告書及び懲戒案の作成と学長への提出
- (3) 懲戒に対する再審査請求に係る調査

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 学科長
- (5) 専攻長
- (6) その他学長が必要と認める者

(委員会)

第4条 委員長は副学長を、副委員長は委員長の指名する者をもって充てることとする。

2 委員長は、委員会を総理する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(プライバシーの配慮)

第5条 委員会は、要請された事案への対応に際して、当該学生及び関係者のプライバシーに配慮し、個人の秘密を厳守しなければならない。

(報告)

第6条 委員会は、調査・審議した事項について調査報告書及び懲戒案として学長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

千葉県立保健医療大学健康危機管理基本方針

1 基本理念

学生・教職員の健康危機発生時には、大学が主体となり、国、県、医療関係諸機関の協力を得て、迅速かつ適正に対策を講じていく必要がある。健康危機管理に万全を期するために千葉県立保健医療大学健康危機管理基本方針を定める。

2 目的

学生・教職員の健康を脅かす事態やその可能性のある事態に対し、被害を最小限度に抑止するため、速やかに健康危機管理体制に移行するなど、健康危機管理の基本的な枠組みを策定する。

3 組織

- (1) 学長は、学生・教職員に影響を与える健康被害が発生又は発生のおそれがあるときは、千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会(以下、「対策委員会」という。)を設置し、国、県、医療諸機関と緊密な連携を図りつつ、健康被害の発生予防、拡大防止等に必要な対策を講ずるものとする。
- (2) 対策委員会の組織構成、所掌事務等は、別途設置要綱により定める。なお、対策委員会の組織構成は対象となる健康危機により、それに適したものとする。
- (3) 健康危機対策の決定は、対策委員会において、法律、規則等に基づいて行うほか、法律、規則等により難しい場合で公益性の高い事案については、対策委員会で協議の上、自主的に行うこととする。

4 情報の収集・伝達・提供

- (1) 対策委員会は、常時、健康危機情報を収集し分析に努める。
- (2) 学生・教職員に対し、適切な情報を迅速に伝達、提供する。
- (3) 必要に応じ、国、県等の関係機関に健康危機に関する情報を報告する。

附 則

この基本方針は、平成21年9月7日から施行する。

千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生、教職員の健康被害の程度、緊急度、事案の重大性等を勘案し、当該危機事案の対策を強化する必要があると認めるときに、学長が設置する千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会(以下、「対策委員会」という。)に関する必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 健康被害の防止及び被害の拡大防止に関すること
- (2) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (3) 情報の収集・伝達・提供に関すること
- (4) その他健康危機管理に関する重要事項に関すること

(構成)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。

- 2 委員長は学長を、副委員長は副学長をもって充てることとする。
- 3 委員長は、対策委員会を総理する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 委員は、学長が指名した者をもって充てる。

(対策委員会会議)

第4条 対策委員会会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて対策委員会に構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 専門的観点から知見の集積と対策を検討するため、対策委員会に専門部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。